

流山市障害者計画

(平成21年度～平成26年度)

第2期 流山市障害福祉計画

(平成21年度～平成23年度)

共に生き、共に築く、私たちのまち一流山

(素案)

平成21年1月

障 害 者 計 画

目 次

第 1 編 総論 計画の策定

第 1 章 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	1
2	計画の期間	2
3	計画の性格と位置付け	3
4	人口と障害者手帳所持者の推計	4

第 2 章 流山市における障害者の状況

1	身体障害者の状況	5
2	知的障害者の状況	9
3	精神障害者の状況	11

第 3 章 障害者福祉施策の現状

1	社会参加の状況	13
2	社会的自立の推進	13
3	障害者雇用の状況	14
4	教育の充実	15
5	障害者（児）支援施設の状況	16

第 4 章 計画の目標

1	計画の基本理念	17
2	計画の基本方針	17
3	施策分野と主要課題（施策体系）	21
4	重点事業	22
5	整備目標（数値目標）	25
6	計画の推進	27

第2編 各論 施策の展開

第1章 啓発・広報の充実

1	啓発活動の充実	29
2	交流機会の拡充	30
3	広報活動の充実	31
4	福祉教育の推進	32
5	地域福祉の促進	33

第2章 生活支援サービスの充実

1	相談体制の充実	34
2	権利擁護の推進	35
3	文化、スポーツ活動の推進	36
4	在宅福祉サービスの充実	37
5	日中活動の支援	37
6	地域生活への移行支援	38

第3章 生活環境の整備

1	道路・交通のバリアフリー化の促進	39
2	公共施設のバリアフリー化の促進	40
3	防災、防犯対策の推進	41

第4章 子育て・教育の充実

1	保育・就学前教育の充実	42
2	学校教育の充実	43

第5章 就労支援・雇用の促進

1	就労支援から雇用へ	44
---	-----------	----

第6章 保健・医療の充実

1	健康づくりの推進	45
---	----------	----

第7章 情報・コミュニケーションの推進

1	情報バリアフリー化の推進	46
2	コミュニケーションの充実	47

障害福祉計画

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	48
2	計画の位置付け	48
3	流山市障害者計画との関わり	48
4	基本的理念	48
5	目的	48
6	計画の期間	48
7	計画達成状況の点検及び評価	48

第2章 障害福祉サービスの実施状況

1	居宅支援事業の状況	49
2	精神障害者グループホーム・ふれあいホーム	50
3	施設訓練等支援の状況	51

第3章 地域移行・就労移行等の目標

1	地域生活に移行する入所施設入所者の数	52
2	地域生活に移行する入院精神障害者の数	52
3	一般就労に移行する福祉施設利用者の数	52

第4章 障害福祉サービス等の見込量

1	障害者自立支援法のポイント	53
2	障害者自立支援法に基づくサービスの内容	54
3	数値目標	58
4	自立支援給付及び地域生活支援事業の見込み	59
5	利用者負担と負担軽減策	65

障害者計画

第1編 総論

計画の策定

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 国では

わが国が目指すべき社会を障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう共生社会をめざし、そのための分野別施策の基本的方向を示す計画として平成14年12月に平成15年度から平成24年度までの10年間について国の障害者基本計画が策定されました。

福祉サービスについては、平成15年社会福祉構造改革の一環として身体障害者及び知的障害者を対象として、利用者が自ら福祉サービスを選択できる支援費制度が導入されました。

しかし、支援費制度は精神障害者を対象としていなかったことや地域生活への移行や就労支援などの課題に対処するため、平成17年11月、障害者自立支援法が制定され平成18年4月施行、同年10月から地域生活支援事業も加わり完全実施されました。

(2) 千葉県では

千葉県においては、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の計画期間を合わせるため、第三次障害者計画が終期を迎える平成20年度に第四次障害者計画と千葉県障害福祉計画を策定します。

障害者基本法に基づく、健康福祉、教育、雇用など障害者施策の総合基本計画と位置付け、「誰もが、その人らしく、ありのままに、地域で暮らすことのできる新たな地域福祉像」をめざしています。

(3) 流山市では

障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の計画期間を合わせるため、流山市障害者支援計画（平成17年度～平成21年度）の終期を待たずに、平成21年度からの流山市障害者計画と流山市障害福祉計画の二つの計画を合わせた計画としました。

2 計画の期間

「流山市障害者計画」の計画期間は、平成21年度から平成26年度までの6か年間とします。

なお、毎年度に計画の実施状況の確認と成果の評価を行い、障害福祉計画の第3期が始まる平成24年度までには計画の見直しを行います。

* 障害者計画・障害福祉計画の計画期間

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
流山市障害者計画	第三次 計画	第四次計画（見直し）					
流山市障害福祉計画	第1期 計画	（第2期計画）			（第3期計画）		

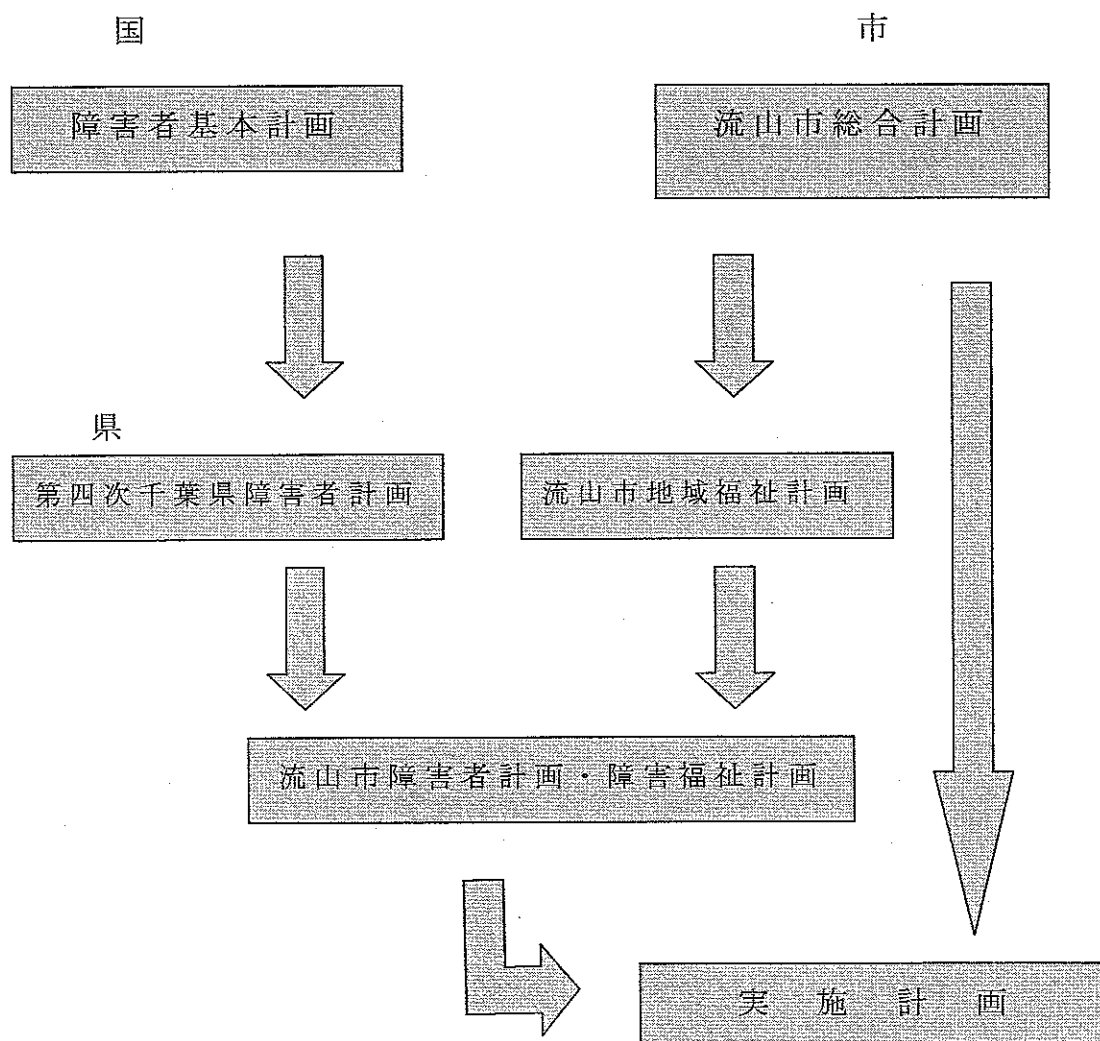
3 計画の性格と位置付け

この計画は、障害者基本法第9条に基づく「障害者計画」として、流山市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けます。

このため、国の「障害者基本計画」、県の「第四次障害者計画」を踏まえたものとします。

また、この計画は、平成12年度から新たにスタートした「流山市総合計画」(基本構想・後期基本計画)の部門計画として位置付けるとともに、総合計画に基づく実施計画や各年度の予算編成にあたっては、本計画と整合が図れるように努力するものとします。

【計画の位置付け】



4 人口と障害者手帳所持者の推計

この計画の計画期間である平成21年度から平成26年度までの6年間の人口と障害者手帳所持者数を次のとおりと推計し、計画の基礎数値とします。なお、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳所持者が必ずしも精神保健福祉法第5条で規定される精神障害者とはならないことから、自立支援医療（精神通院）受給者数及び在院（入院）患者数の総数を基礎数値とし、精神障害者欄に（ ）書きで掲載します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 口	160,000	163,000	166,000	169,000	172,000	175,000
身体障害者	3,890	4,038	4,186	4,334	4,482	4,630
知的障害者	538	547	559	568	577	586
精神障害者	539 (1,364)	593 (1,431)	647 (1,490)	701 (1,565)	755 (1,632)	809 (1,699)

※ 身体障害者の推計は、年間の増加数（148人）を固定して加算

※ 知的障害者の推計は、人口比（0.336%）を固定して積算

※ 精神障害者上段の推計は、年間の増加数（54人）を固定して加算

※ 精神障害者下段（ ）書きの推計は、年間の増加数（67人）を固定して加算

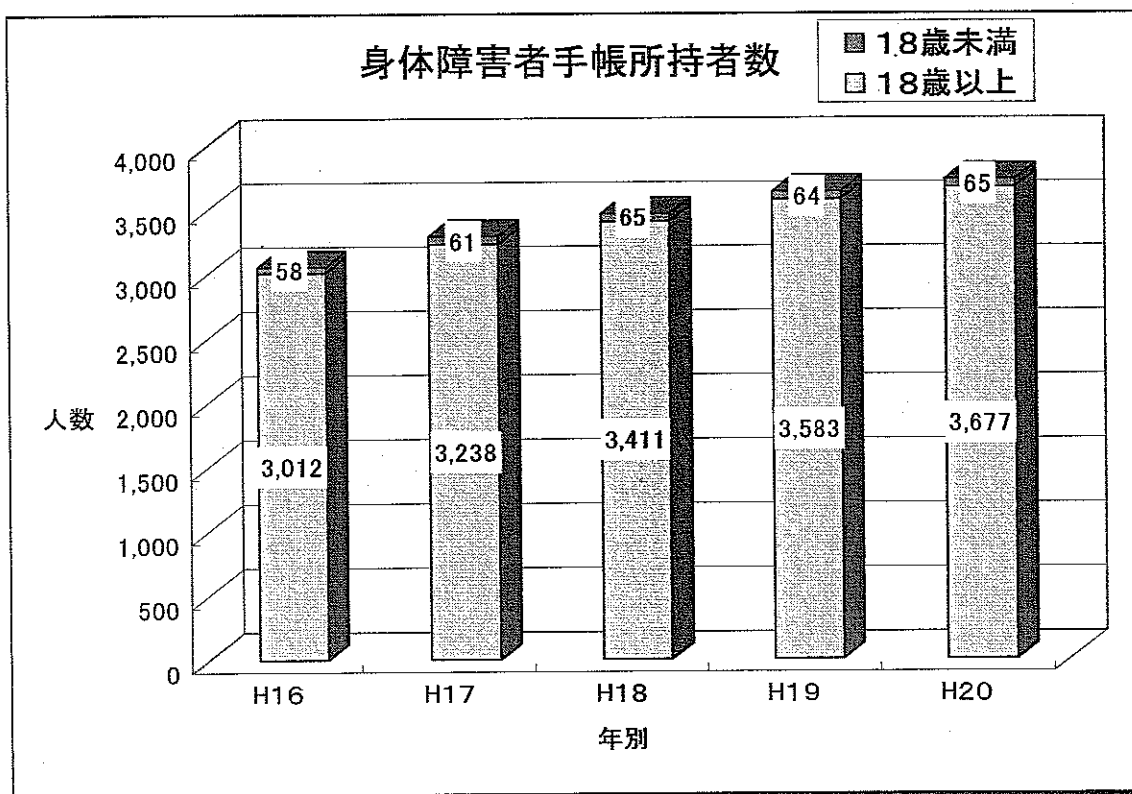
第2章 流山市における障害者の状況

1 身体障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

平成20年3月末現在の身体障害者手帳所持者数は、18歳未満が65人、18歳以上が3,677人で合計3,742人となっており、年間で95人増えています。

今後とも高齢社会の進行により身体障害者が増えて行くものと推測されます。



人口に対する身体障害者の割合

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
3,070人	3,299人	3,476人	3,647	3,742人
2.17%	2.17%	2.26%	2.35%	2.38%

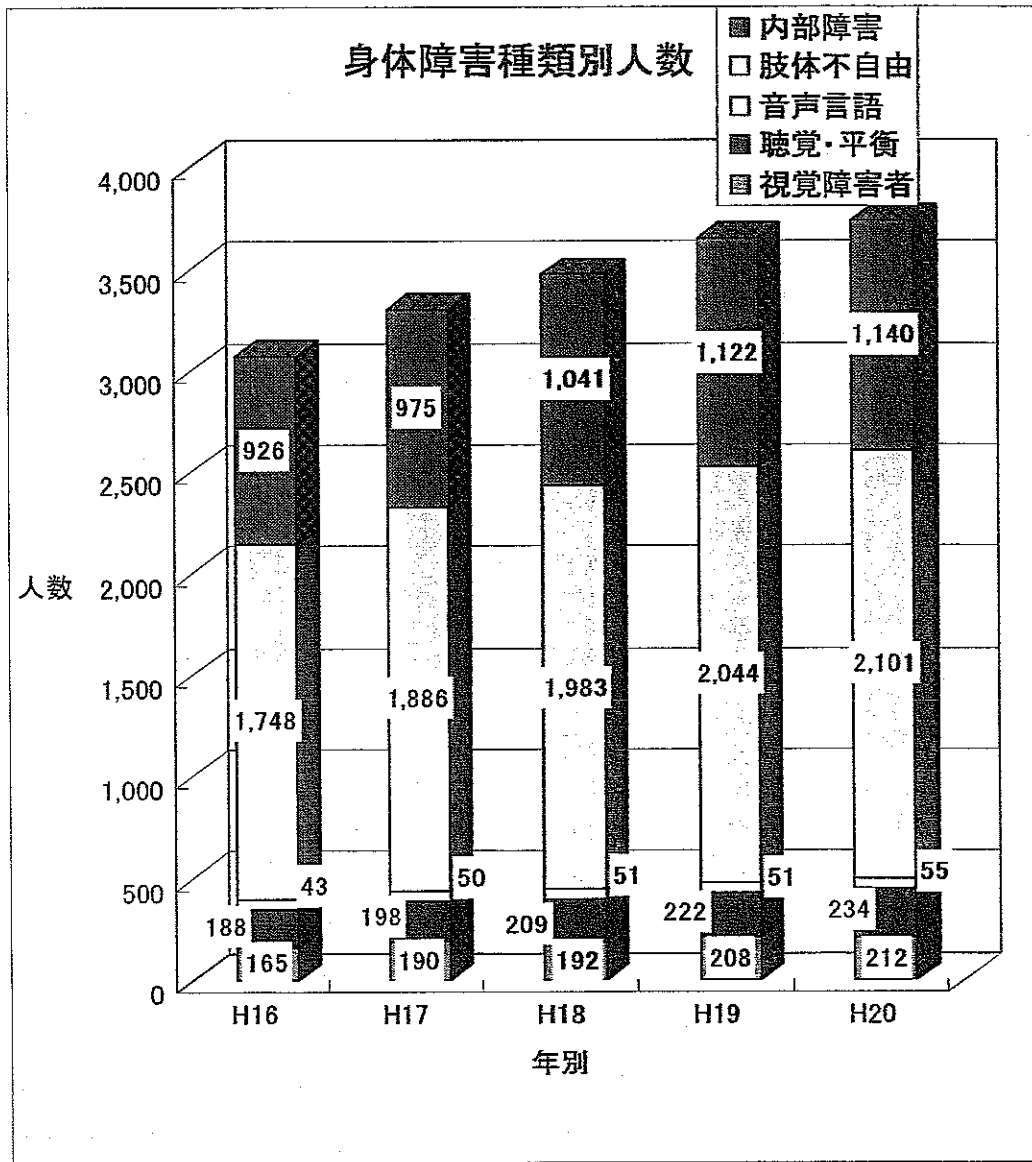
※ 各年の3月末現在の人数による。

資料：障害者支援課

(2) 障害種別状況

平成20年3月末現在の身体障害者手帳所持者の障害種別についてみると、肢体不自由者が2,101人で56.1%を占めており、前年比57人増加しています。内部障害者は1,140人30.5%で第2位を占めており対前年比18人の増加で、両障害の人数の増加が顕著です。生活習慣病や事故、老化による衰えなどにより障害者が増加していることがうかがえます。

その他の音声言語機能、聴覚平衡機能、視覚障害者についての変動は横ばい状態となっています。



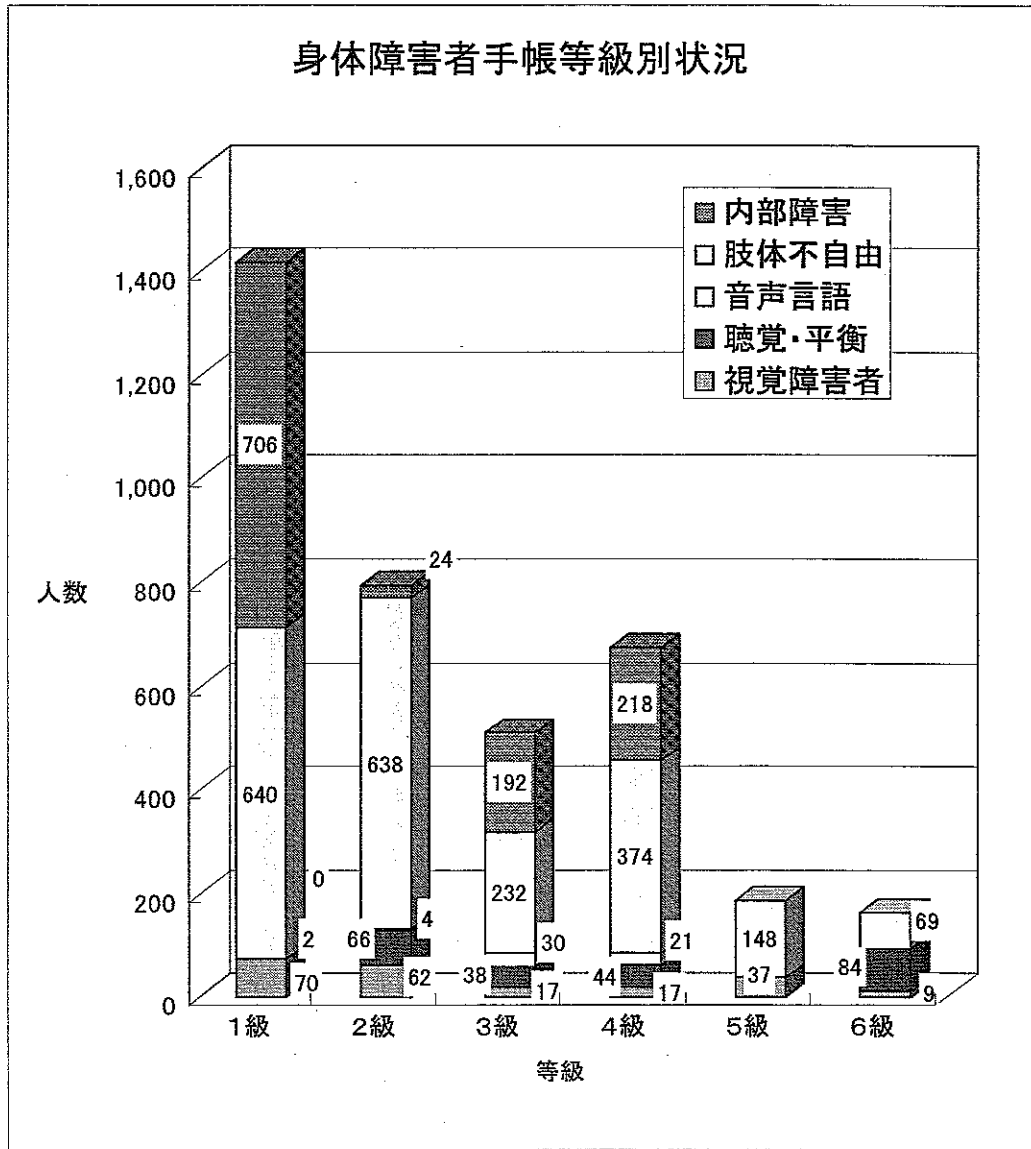
※ 各年の3月末現在の人数による。

資料：障害者支援課

(3) 種類別等級別状況

平成20年3月末現在の身体障害者手帳所持者の等級別状況は、重い障害を有する1級が1,418人、2級が794人で合計2,212人となっており、全体の59.1%を占めています。また、障害を種類別に見てみると、1級・2級の重度障害者のほとんどが肢体不自由者、内部障害者が占めています。

資料：障害者支援課



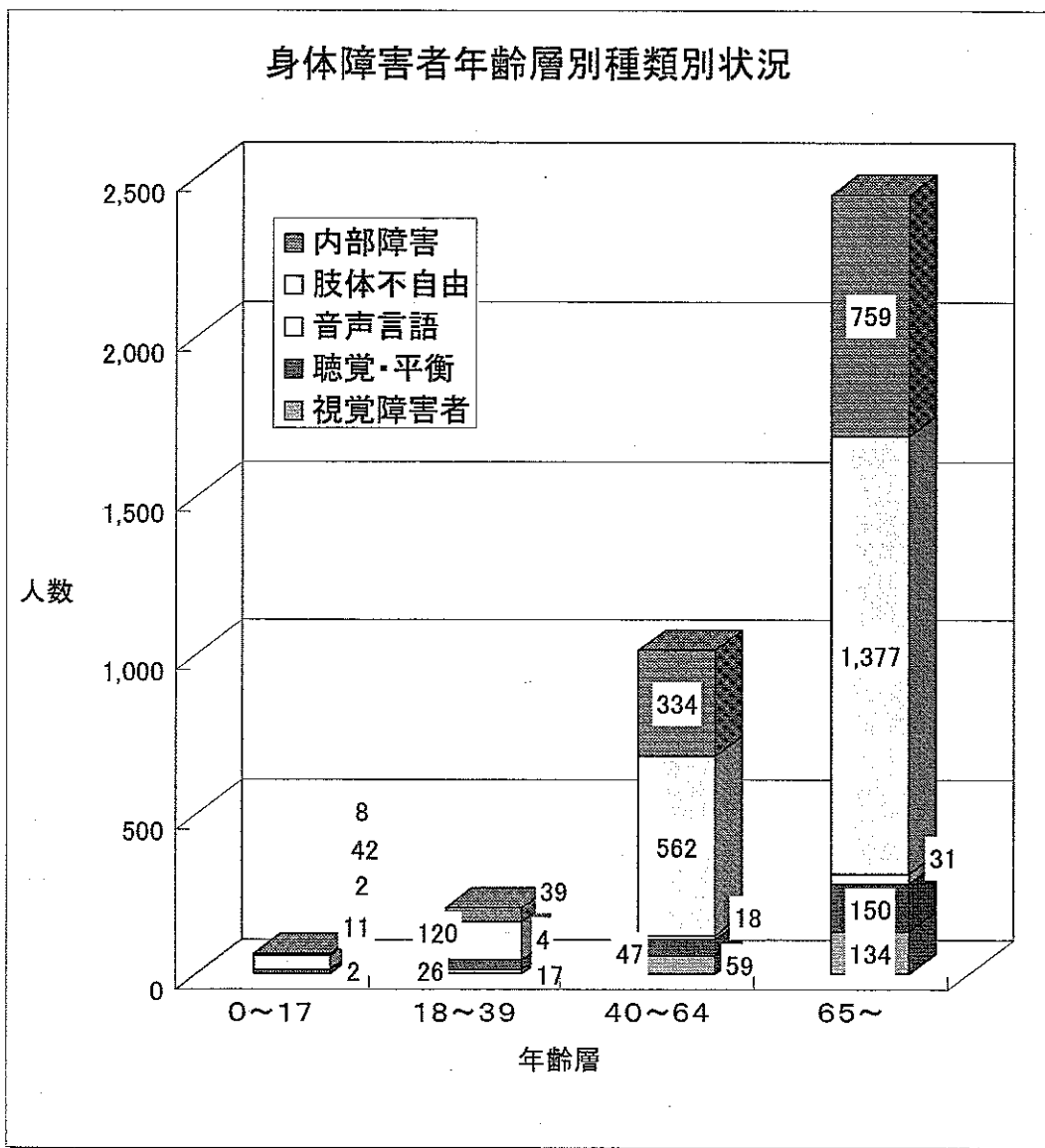
*施設の入所状況

平成20年3月末現在の状況は、生活介護1人、施設入所支援8人、身体障害者療護施設10人、身体障害者授産施設2人、重度身体障害者更正施設1人、内部障害者更正施設1人となっています。

(4) 年齢階層別状況

平成20年3月末現在の身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の割合は、65.5%となっており、平成17年3月末現在の62.9%に比べ2.6%の伸びがみられます。

また、年齢層の人口に対する身体障害者の割合は、65歳以上が最も高く約12人に1人の高齢者が身体障害者となっています。



年齢層人口に対する身体障害者の割合

0~17歳	18~39歳	40歳~64歳	65歳以上
0.25%	0.41%	1.90%	8.23%

資料：障害者支援

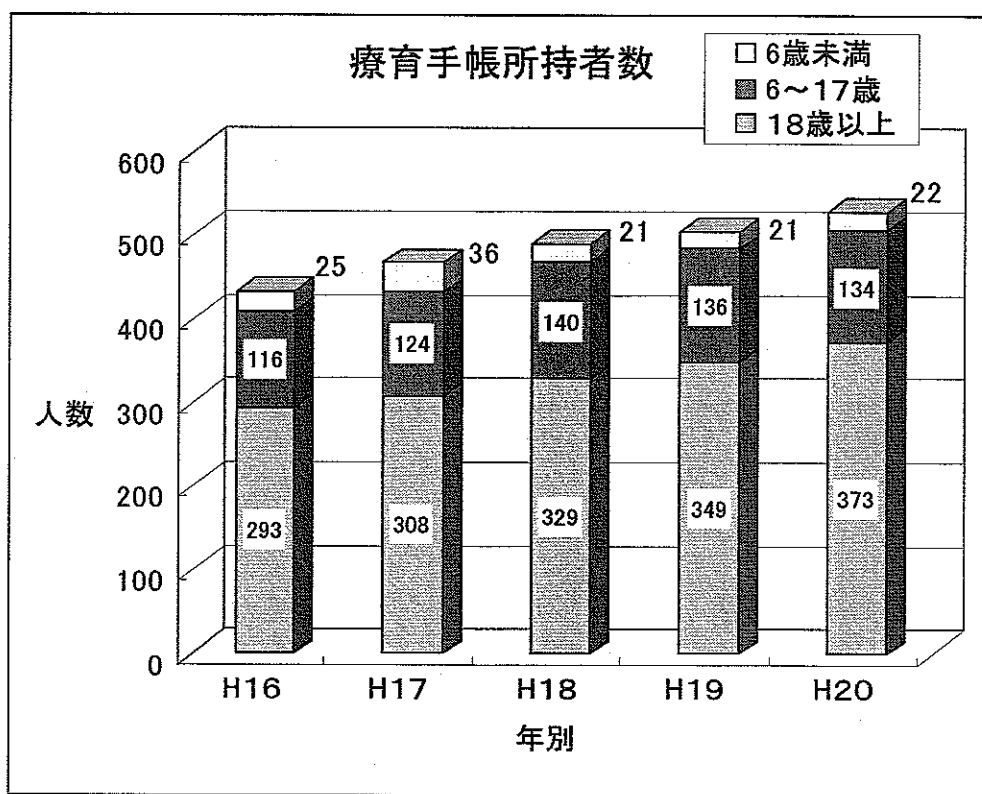
2 知的障害者の状況

(1) 療育手帳所持者数

平成20年3月末現在の療育手帳所持者数は529人となっており、前年比で23人の増加となりました。

年齢層については、6歳未満の方が4.2%、6歳から18歳未満の方が25.3%、18歳以上の方が70.5%を占めています。

また、就学前児童の療育手帳所持者数はほぼ一定の人数で推移しています。



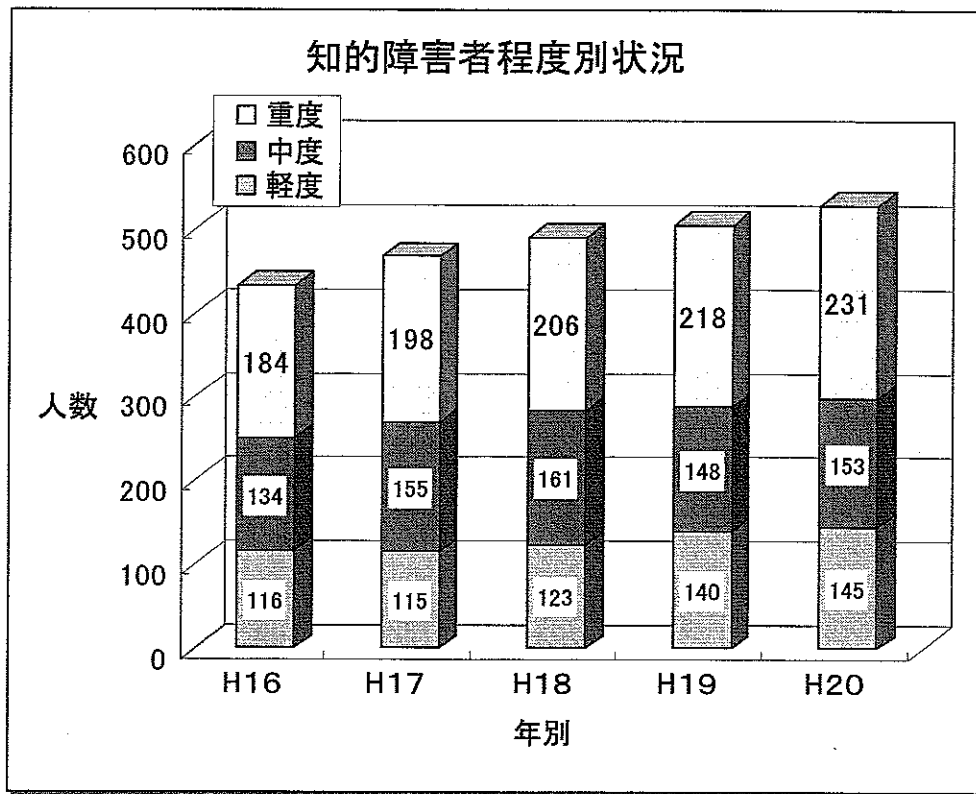
※ 各年の3月末現在の人数による。

・年齢層別割合

区分	平成18年	平成19年	平成20年
6歳未満	4.3%	4.2%	4.2%
6歳～17歳	28.6%	26.9%	25.3%
18歳以上	67.1%	68.9%	70.5%

資料：障害者支援課

(2) 程度別状況



※ 各年の3月末現在の人数による。

資料：障害者支援課

療育手帳の障害程度の基準

- 最重度 ④ 知能指数がおおむね20以下
- 重度 Aの1 知能指数がおおむね21～35
- Aの2 知能指数がおおむね36～50で重複障害あり
- 中度 Bの1 知能指数がおおむね36～50
- 軽度 Bの2 知能指数がおおむね51～75

* 施設入所等の状況

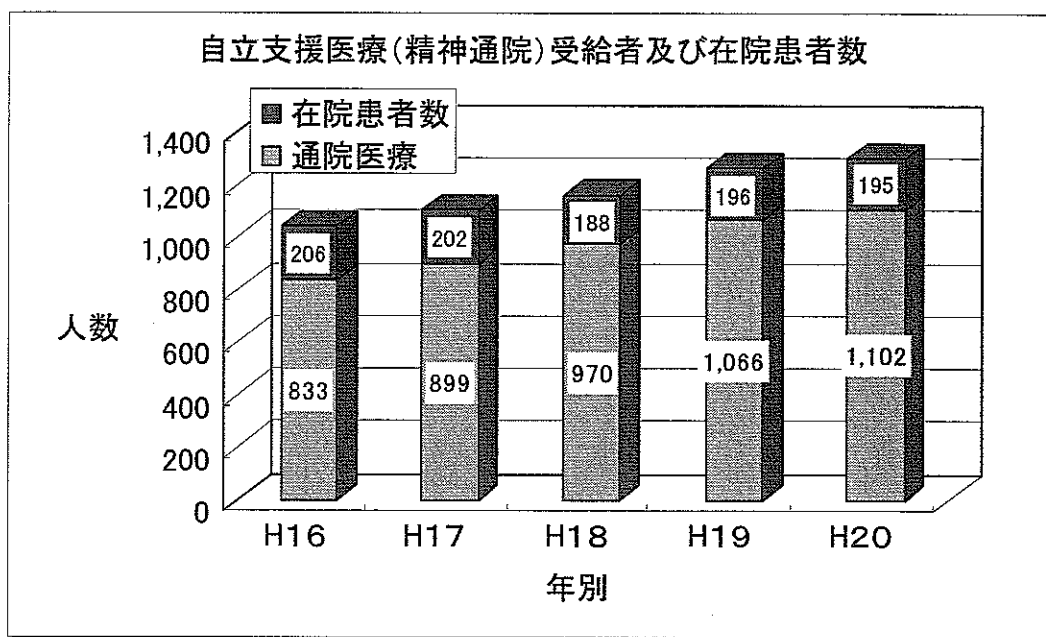
平成20年3月末現在の施設入所状況は、生活介護15人、施設入所支援24人、入所更正施設24人、通所更正施設46人、入所授産施設1人、通所授産施設2人、通勤寮1人となっています。

3 精神障害者の状況

(1) 精神障害者数

平成20年3月末現在自立支援医療（精神通院）受給者数は1,102人となっており、前年比36人増加となりました。

在院（入院）患者数は、各年200人前後で推移しております。



※ 自立支援医療（精神通院）受給者数は、各年の3月末現在の人数による。

※ 在院（入院）患者数は、各年の6月30日現在の人数による。

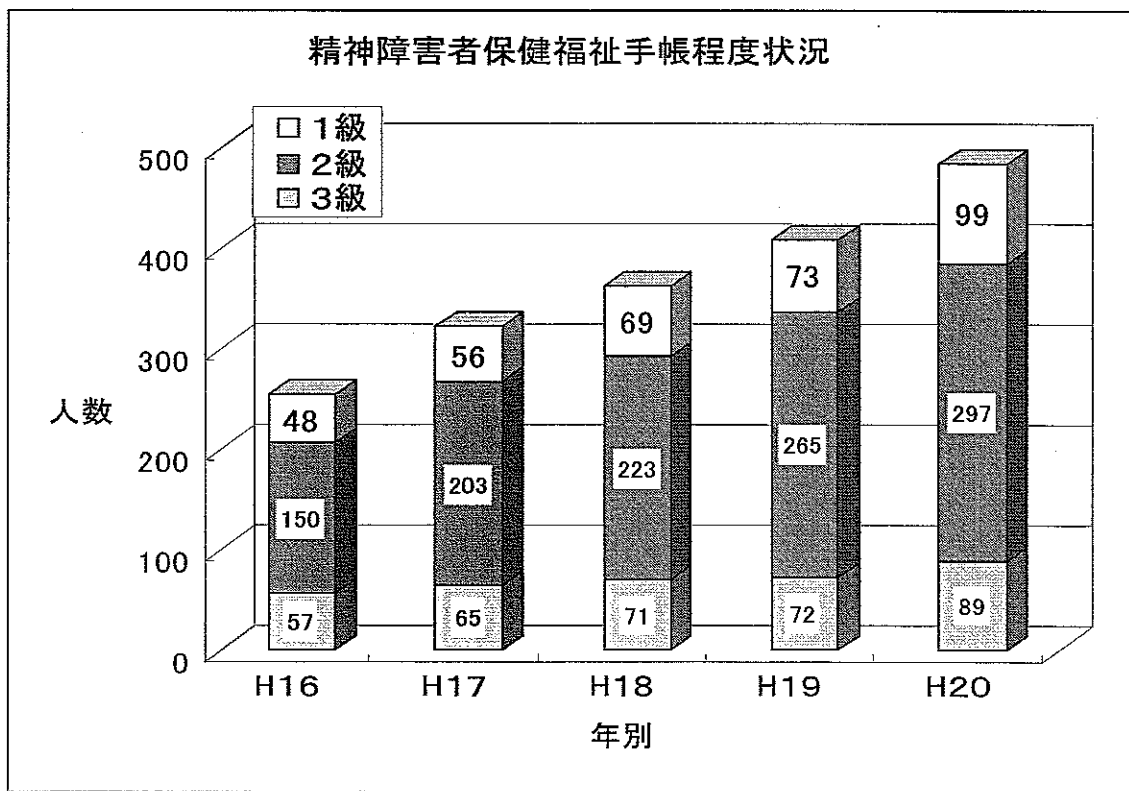
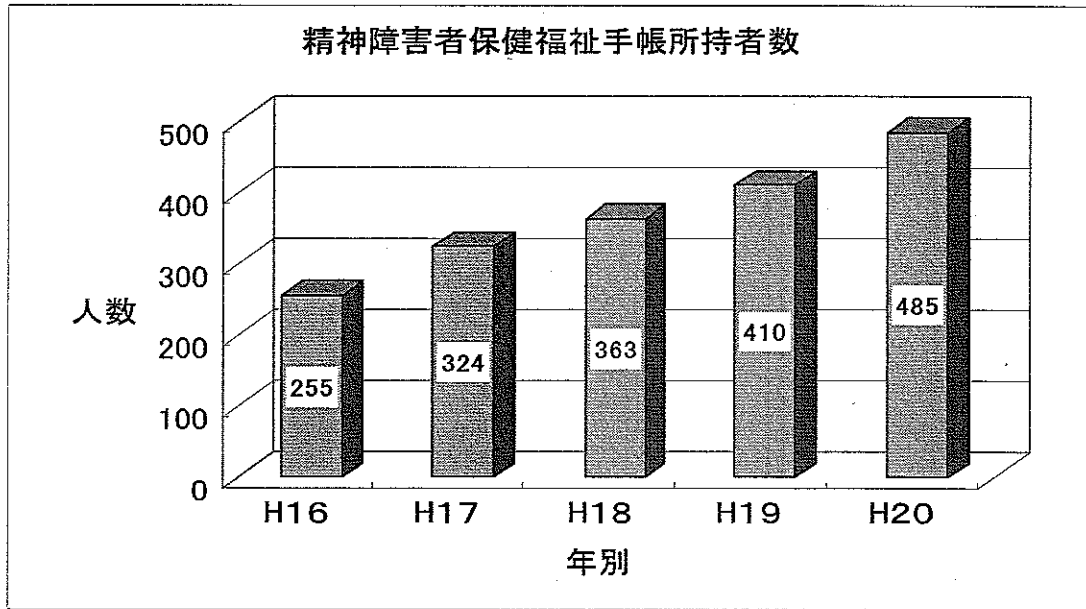
※ 平成20年の在院（入院）患者数については、過去3年間の平均値により算出した。

資料：障害者支援課

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び程度別状況

平成20年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は485人となっており、前年比75人の増加となりました。

また、近年の傾向として、特に2級の精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。



資料：障害者支援課

第3章 障害者福祉施策の現状

1 社会参加の状況

(1) 移動手段の確保

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福祉タクシーの利用延べ件数	30,057	31,619	33,021	32,058	30,057
自動車改造費の助成件数	—	—	—	1	1
自動車燃料費の助成利用者数	668	747	883	965	859
グリーンバス半額割引	(精神保健福祉手帳所持者含む)				

資料：障害者支援課

2 社会的自立の推進

(1) 障害者向け住宅の状況

(平成20年3月末現在)

団 地 名	特目住宅区分	建築年度	構造	戸数	間取り
柳田団地1号棟	身体障害者向け住宅	平成元年度	耐火5F	2戸	3DK
大橋団地3号棟	身体障害者向け住宅	平成6年度	耐火4F	1戸	3DK
大橋団地4号棟	身体障害者向け住宅	平成7年度	耐火3F	1戸	3DK
三輪野山団地	身体障害者向け住宅	平成15年度	耐火4F	2戸	3DK
西初石団地	身体障害者向け住宅	平成17年度	耐火4F	3戸	2DK

資料：建築住宅課

(2) 住宅改善の状況

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
高齢者等住宅改造費助成件数	20	15	23	26	21

資料：高齢者支援課・障害者支援課

3 障害者雇用の状況

(平成20年6月1日現在)

区 分		松戸ハローワー ク管内	流山市
雇用率対象企業数（常用労働者56人以上の企業数）		205	16
法定労働者数		36,410	2,304
雇用率（障害者数（A）／法定労働者数×100）		1.52	1.17
法定雇用率達成企業数		88	6
法定雇用率未達成企業数		117	10
法定雇用率達成企業割合		42.9%	37.5%
障害 者の 内訳	重度の身体障害者数（×2人）	104	8
	重度以外の身体障害者数	170	7
	重度の知的障害者数（×2人）	29	1
	重度以外の知的障害者数	99	1
	重度身体障害者数（短時間労働者）	6	1
	重度知的障害者数（短時間労働者）	5	0
	精神障害者数	8	0
	精神障害者数（短時間労働者・×0.5）	2	0
合計（A）		555	27

※ 法定雇用率は、民間1.8%、教育委員会2.0%、官公庁・特殊法人2.1%

※ 法定労働者数は、常用労働者数から障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められる率を乗じて得た数を除いた労働者数

※ 雇用率を得るための人数計算については、重度の場合は、1人を2人として計算する。（短時間労働者を除く）

資料：松戸公共職業安定所

4 教育の充実

(1) 特別支援学校等学年別在籍者数

平成20年 9月 1日現在

区 分		聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	合計
小学校	1学年	0	0	7	0	7
	2学年	0	1	5	0	6
	3学年	1	3	5	0	9
	4学年	0	1	6	2	9
	5学年	0	0	3	0	3
	6学年	0	1	3	0	4
	小計	1	6	29	2	38
中学校	1学年	0	0	7	0	7
	2学年	0	0	6	0	6
	3学年	0	1	2	0	3
	小計	0	1	15	0	16
合計		1	7	44	2	54

資料：学校教育課・障害者支援課

(2) 特別支援学級在籍者数

平成20年9月1日現在

区分		知的障害
小学校	1学年	12
	2学年	12
	3学年	6
	4学年	11
	5学年	7
	6学年	5
	小計	53
中学校	1学年	11
	2学年	7
	3学年	14
	小計	32
合計		85

(3) 通級による指導を受けている児童数

平成20年9月1日現在

区 分		言語障害	情緒障害	学習障害・ADHD
小学校	1学年	16	1	1
	2学年	11	4	1
	3学年	8	2	1
	4学年	3	1	3
	5学年	3	3	0
	6学年	3	0	1
	合計	44	11	7

5 障害者（児）支援施設の状況

名 称	施設等の分類	設 置 者	定 員	所 在 地
つつじ園	知的障害者通所更生施設	社会福祉法人 まほろばの里	60人	野々下1-319
まほろば	地域生活支援センター	社会福祉法人 まほろばの里	16人	野々下1-319
コスモス	多機能型障害福祉サービ ス事業所	社会福祉法人 まほろばの里	20人	野々下1-319
つばさ学園	知的障害児通園施設	流山市	30人	駒木台221-3
さつき園	心身障害者作業所	流山市	40人	駒木台238-1
就労支援セン ター	就労移行支援施設	流山市	10人	駒木台238-1
身体障害者福 祉センター	身体障害者福祉センター B型施設	流山市	15人	東深井498-30
すみれ	地域活動支援センターI 型施設	NPO法人自立 サポートネット		西深井390-1
デイサービス センター	地域活動支援センターII 型施設	流山市	15人	平和台2-1-2
みどり園	知的障害者更生施設	東葛中部地区総 合開発事務組合	120人 (22人)	我孫子市中峠2310
流山こまぎ園	就労継続支援B型施設	流山市社会福祉 協議会	20人	駒木台207-14
よつば初石喫 茶店	就労継続支援B型施設	社会福祉法人 よつば	20人	西初石4-381-2

※ () 内数値は、流山市分の定員

資料：障害者支援課

第4章 計画の目標

1 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。

*この計画では発達障害者や高次脳機能障害者も含みます。

2 計画の基本方針

障害者計画は、次のような基本的な考え方に基づいて展開していきます。

(1) 啓発・広報の充実

- 障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者や福祉に関する理解と認識を深める必要があることから、啓発活動を推進します。
- まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあい、理解を深める機会です。市民の参加を促し、理解と交流を深めます。
- インターネットや点字の広報紙、音声の広報などあらゆる障害の方へ情報の伝達に心がけます。
- 障害者福祉に対する正しい理解と認識を深めるため、生涯学習、学校教育においても福祉教育を推進します。
- 地域福祉の推進を図るうえで、ボランティアの果たす役割は、重要であることから、ボランティアの育成体制の整備、ボランティ

ア活動の体系的整備、地域の活動拠点の確保等、ボランティア活動の促進を図ります。

(2) 生活支援サービスの充実

- 地域で自立した生活ができるように各種相談体制の整備、相談窓口の連携の推進など、相談体制の充実を図ります。
 - 安心して自立した生活をするために権利擁護体制の整備を図ります。
 - 障害者に対する虐待などの問題に対応できる体制の推進を図ります。
 - 障害者がスポーツやレクリエーション、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。
 - 在宅での生活の充実を図るため、各種手当てなどの経済的支援とホームヘルプサービス事業の人材確保を推進します。
 - 自宅以外の地域で快適な生活を送ることができるよう、日中一時支援やショートステイ施設の充実を推進します。
 - 地域での自立を促進するために、グループホーム等の整備や自立生活の場を確保します。
-

(3) 生活環境の整備

- 障害者の自立と社会参加を促進するためには、移動、交通対策の推進が必要であり、公共交通施設等の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。
 - 高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい生活環境づくりや既存施設等の改善を図り、公共施設等のバリアフリー化を促進します。
 - 災害の際に障害者が地域の支援体制を受けられる仕組みづくりや地域を中心とした防犯体制のもと、犯罪に巻き込まれないように防災・防犯対策の推進を図るため、関係団体の連携、地域支援体制を整備します。
-

(4) 子育て・教育の充実

- 成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、療育支援体制の充実を図ります。また、保育所や幼稚園など就学前の機関に対して、療育相談や巡回相談等により連携を強めます。
 - 障害の種類や程度に応じたきめ細かな就学指導が求められることから、特別支援教育関連事業や教育内容の充実など、学校教育の充実を図ります。
-

(5) 就労支援・雇用の促進

- 自立を促進するために、可能なかぎり職に就くことができるように、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。
 - 作業所の新体系への移行を適切な時期に行うよう支援します。
 - 就労形態に応じた就労施設の整備や誘致に努めるとともに、仕事の受注先として公共事業も関係機関と協議の上計画します。
-

(6) 保健・医療の充実

- 母子保健、成人保健、精神保健の対策の充実を図り、障害の早期予防と健康づくりを推進します。
 - 日常生活を支援する在宅サービスを充実するため、各種サービスの充実向上、介護サービス体制の拡充、住民参加型サービスの検討をします。
 - 在宅で自立生活が困難な方などの多様化するニーズに対応するため、施設の整備充実、民間活力・広域対応施策の推進など、施設福祉サービスの充実を図ります。
 - 障害者や介護者のニーズに的確に対応するためには、保健医療と福祉サービスの連携が必要であることから、障害者施策の総合的推進と関連窓口の連携強化を図ります。
-

(7) 情報・コミュニケーションの促進

- 障害者に配慮したIT利用を支援し、社会参加を推進します。
- 視覚障害者の移動を容易にするために、ガイドヘルパーの養成を計画的に行います。
- 手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成研修を推進し、聴覚障害者のコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

3 施策分野と主要課題（施策体系）

基本理念	施策分野	主要課題
共に生き、共に築く、私たちのまちー流山	1 啓発・広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 啓発活動の充実 (2) 交流機会の拡充 (3) 広報活動の充実 (4) 福祉教育の推進 (5) 地域福祉の推進
	2 生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 文化・スポーツ活動の推進 (4) 在宅福祉サービスの充実 (5) 日中活動の支援 (6) 地域生活への移行支援
	3 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路・交通のバリアフリー化の促進 (2) 公共施設等のバリアフリー化の促進 (3) 防災、防犯対策の推進
	4 子育て・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育、就学前教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) つばさ学園の充実
	5 就労支援・雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就労や雇用の場の確保 (2) 就労施設利用者の支援 (3) 地域活動支援センターⅢ型への移行
	6 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康都市宣言・健康づくりの推進 (2) 医療福祉サービスの充実 (3) 重症心身障害児（者）の広域対応
	7 情報・コミュニケーションの促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) IT利用の推進 (2) ガイドヘルパーの養成 (3) 手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進 (4) 要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進

4 重点事業

計画期間（平成21年度～平成26年度）において、施策体系中の各事業を重点的に推進します。

（1）啓発・広報の充実

事業名	事業の内容及び目標
啓発活動の充実	障害者週間行事の充実、身体障害者補助犬への理解促進
交流機会の拡充	福祉まつり、福祉バザーの開催
広報活動の充実	ホームページの充実、声の広報、点字広報の提供
福祉教育の推進	体験学習の実施、障害者団体との交流、福祉の授業
地域福祉の推進	ボランティアの育成、ボランティアの啓発、障害者団体の活動拠点の整備、NPO活動の推進

（2）生活支援サービスの充実

事業名	事業の内容及び目標
相談体制の充実	自立支援協議会の活用、相談体制の充実、ピアカウンセラーの育成、中核地域生活支援センターとの連携
権利擁護の推進	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発 成年後見制度の推進
文化、スポーツ活動の推進	各種スポーツ大会への参加促進、障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進、障害者のスポーツ活動の推進
在宅福祉サービスの充実	住宅改造の助成、各種手当や補装具・日常生活用具の支給 ホームヘルプサービスの充実
日中活動の支援	ショートステイ施設の整備促進
地域生活への移行支援	グループホームやケアホームなどの整備

(3) 生活環境の整備

事業名	事業の内容及び目標
道路・交通のバリアフリー化の促進	公共交通のバリアフリー化、歩行空間のバリアフリー化、市街地の整備
公共施設等のバリアフリー化の促進	障害者の居住施設の整備、既存施設のバリアフリー化
防災・防犯対策の推進	地域防災体制の整備、災害時の避難体制整備、地域防犯体制の整備

(4) 子育て・教育の充実

事業名	事業の内容及び目標
保育、就学前教育の充実	つばさ学園の充実、幼児ことばの相談室の充実、健常児との交流事業の推進、療育相談の充実
学校教育の充実	特別支援教育と交流教育サポート体制の推進、学習障害・ADHD・自閉症等の教育的支援、建物の耐震補強・バリアフリー化
つばさ学園の充実	早期発見・早期療育の観点から、つばさ学園で実施している療育相談や通園による指導をはじめ、幼児ことばの相談室等を統合した「新つばさ学園」の創設を目指します。

(5) 就労支援・雇用の促進

事業名	事業の内容及び目標
就労や雇用の場の確保	障害の特性や程度に合せ福祉的就労から一般雇用までを視野に入れて働く場の確保を推進
就労施設利用者の支援	利用者負担の軽減、通所交通費の助成等働きやすい環境づくりを推進
地域活動支援センターⅢ型への移行	小規模作業所・共同作業所から新体系の施設への移行を進め、運営の基盤整備を図る

(6) 保健・医療の充実

事業名	事業の内容及び目標
健康都市宣言・健康づくりの推進	WHOが提唱している健康都市の理念に基づく健康づくりの推進
医療福祉サービスの充実	制度の変化に応じた重度障害者の医療費助成、精神入院患者の医療費助成
重症心身障害児(者)の広域対応	県と鎌ヶ谷、松戸、柏、我孫子、野田、流山の6市の圏域で重症心身障害児(者)の施設の整備の対応を進める

(7) 情報・コミュニケーションの促進

事業名	事業の内容及び目標
IT利用の推進	視覚障害者用パソコン・電卓の普及
ガイドヘルパーの養成	視覚障害者ガイドヘルパーの養成
手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進	手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進
要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進	要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進

5 整備目標（数値目標）

（１）社会参加の促進

項 目		現状 (20年度)	新目標 (26年度)
地域生活支援事業 (コミュニケーション)	手話通訳奉仕員	6人	20人
	要約筆記奉仕員	12人	20人
地域生活支援事業 (移動支援)	知的障害者ガイドヘルパー	152	150人
	視覚障害者ガイドヘルパー		100人
精神保健福祉ボランティア		52人	60人

（２）社会的自立の推進

項 目		現状 (20年度)	新目標 (26年度)
障害者向け市営住宅（車いす対応含む）		9戸	23戸
居 宅 介 護 (精神障害者ホームヘルパー)		166人	237人
共同生活援助・共同生活介護		35人	92人
障害者の店（H23年度までに新体系へ）		5か所	—
地域活動支援センター III型		7か所	9か所
就労継続支援 A・B型	A型	0か所	1か所
	B型	3か所	4か所
地域活動支援センター I型		1か所	2か所
相 談 体 制 等 の 充 実	ケースワーカー	5人	6人
	身体ピアカウンセラー	0人	3人
	知的ピアカウンセラー	0人	3人
	精神ピアカウンセラー	0人	5人
	精神障害者相談員	3人	5人
就労指導員		4人	4人

(3) 施設福祉サービスの整備

項 目		現 状 (20 年度)		新 目 標 (26 年度)	
生活介護 (知的障害者通所更生施設 (つつじ園))		60人		60人	
生活介護	コスモス	生	10人	10人	
	新規施設		0人	10人	
短期入所	まほろば	短	8人	8人	
	新規施設		0人	12人	
日中一時支援		日	2か所	18人	4か所
生活介護 (新知的障害者通所更生施設)		0か所		1か所	
知的障害児通園施設 (つばさ学園)		30人		30人	
子ども発達支援センター (新つばさ学園)		0か所		1か所	
就労移行支援 (就労支援センター)		10人		10人	
重症心身障害児 (者) 施設		0か所		1か所	

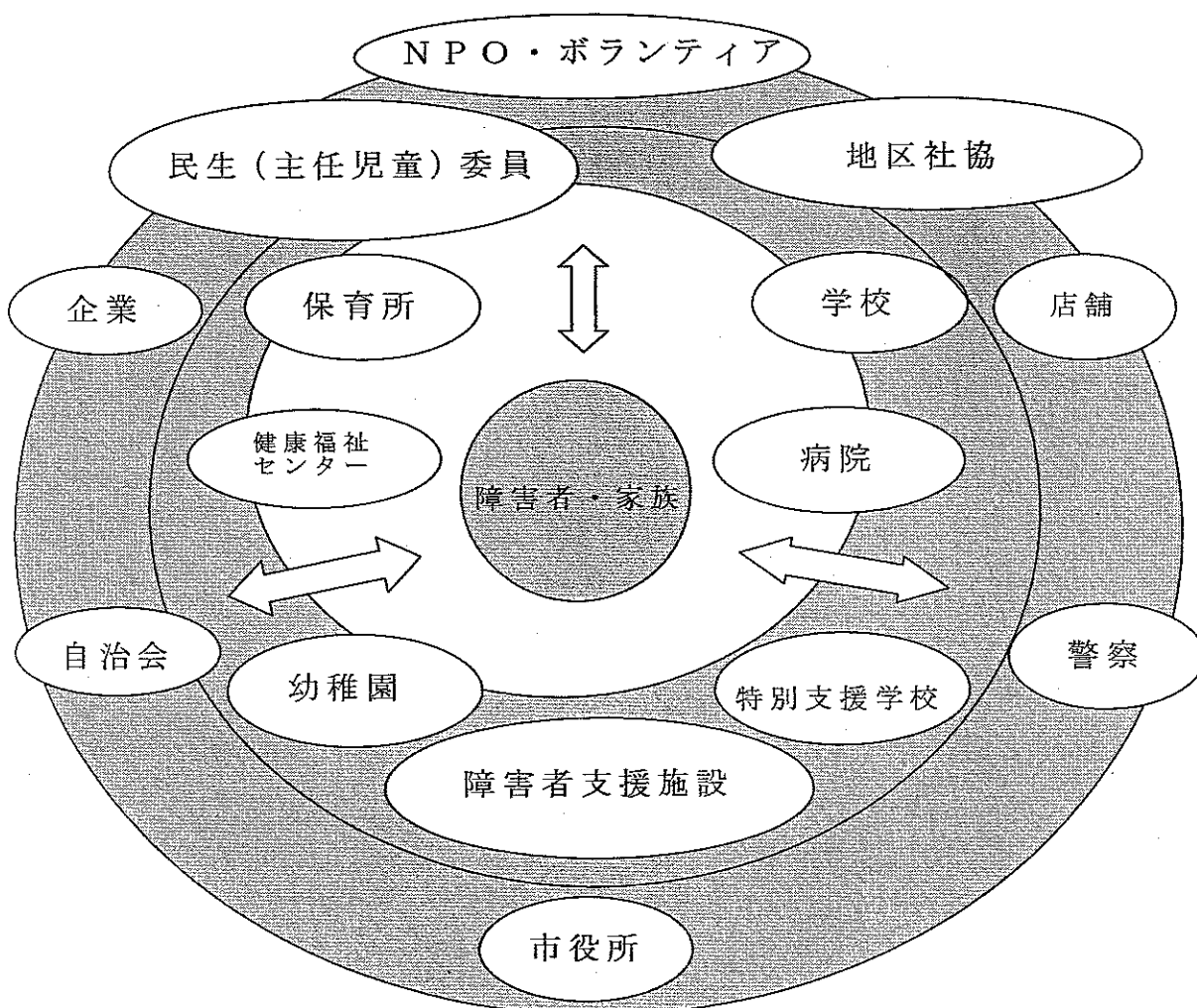
6 計画の推進

1 ネットワークとフットワーク

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、市民が参画・協働して障害者の福祉の向上に努めていきます。

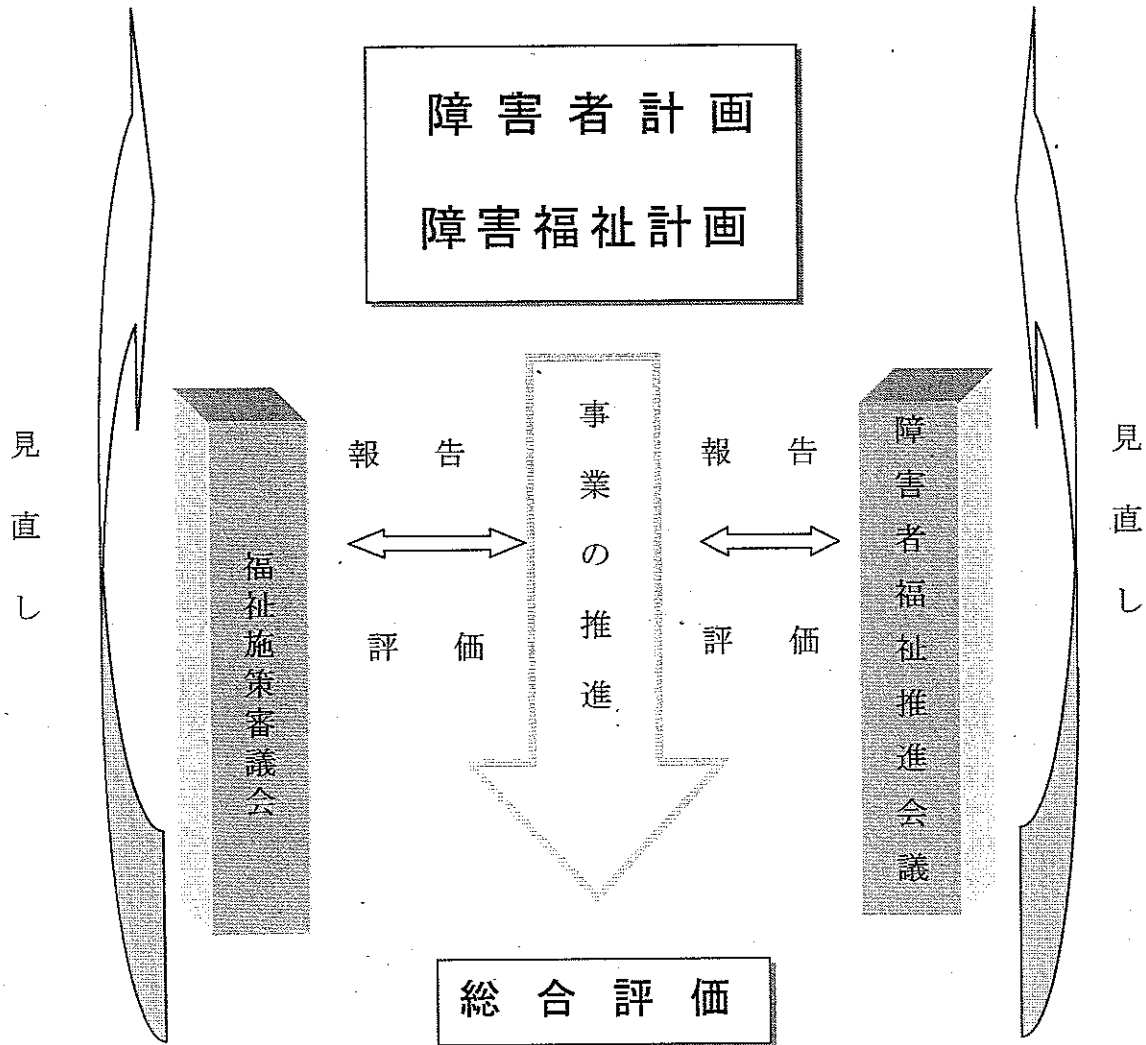
そのためには、私たちのまわりにある様々な福祉資源を活用することが大切です。

本計画では、行政だけではなく、自治会、地域の人々、民生（主任児童）委員、地区社協、NPO、ボランティア、学校、企業、各種関係施設・団体等が、それぞれの立場に応じた役割を分担しながらネットワークを構築するとともに、協働というフットワークで、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を目指します。



2 計画の進行管理と推進

障害者に関する総合的なサービス体制を確立するため、市民の代表から構成される市長の諮問機関の流山市福祉施策審議会や関係機関・当事者団体・ボランティア等で構成される流山市障害者福祉推進会議において、各機関・団体が連携し、計画の進行管理と推進を図っていきます。



3 国・県への要請

障害者福祉のより一層の充実を目指し、各種障害者関連施設の整備拡充について、国・県への補助・助成の要請を行っていきます。

また、広域対応の施設整備や各種制度の拡充等についても要請していきます。

障害者計画

第2編 各論

施策の展開

第1章 啓発・広報の充実

1 啓発活動の充実

障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者に関する理解と認識を深める必要があります。

平成16年に障害者基本法の改正で差別禁止と権利擁護が規定されましたが、障害者に対する社会的偏見や誤解のために、障害者が社会生活の様々な場面で不利益を余儀なくされている実態があります。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが人間として人格が尊重され、一般の人々と対等で主体的な生活を地域の中ですごすことができるノーマライゼーションの社会の実現がますます必要です。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
1	障害者週間行事の充実	12月3日～12月9日の障害者週間を中心に障害者団体等が展示や販売によりそれぞれの障害者の理解を啓発します。	障害者団体 障害者支援課
2	身体障害者補助犬への理解の促進	身体障害者補助犬の病院や飲食店等への同伴の理解など障害者が生活しやすい環境づくりを広報等で推進します。	障害者支援課

2 交流機会の拡充

まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあう機会です。

ボランティアで参加する人はもちろん、市民の参加を促し、理解と交流を促進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
3	福祉まつりの開催	地域に密着した福祉まつりを開催し、障害者との交流を促進し、障害者や福祉に関する啓発活動を行います。	障害者団体 社会福祉課
4	福祉バザーの開催	地域に密着した福祉バザーを開催し、障害者との交流を促進し、障害者や福祉に関する啓発活動を行います。	障害者団体

3 広報活動の充実

在宅でいつでも容易に情報を入手できるインターネットによるお知らせの内容を充実していきます。

また、視覚障害者の方には点字による広報紙や音声による広報などをお届けします。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
5	ホームページの活用	新しい障害者施策をやさしく解説した内容で掲載します。	障害者支援課
6	声の広報の提供	朗読のボランティア団体が制作した音声による広報を提供します。	ボランティア団体 秘書広報課
7	点字広報の提供	点訳のボランティア団体が制作した点字による広報を提供します。	ボランティア団体 秘書広報課

4 福祉教育の推進

障害者福祉に関する正しい理解を深めるため、教育環境の整備や交流教育を推進します。

児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の推進を図るため、共に学ぶ教育の積極的な実践、福祉教育への取り組みを推進します

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
8	体験学習の実施	障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、市民や学生・児童・生徒に障害者施設への体験を受け入れます。障害者の体験を生徒や児童に語る機会を設け、障害者に対する理解を深めます。	市内小中学校 指導課
9	障害者団体との交流	学校教育の一環として、障害者や福祉に対する正しい理解と認識を醸成するため、障害者団体との交流を推進します。	指導課
10	福祉の授業	学校教育の一環として、障害者福祉に対する正しい理解と認識を深める福祉に関する授業を行います。	指導課

5 地域福祉の促進

障害者が地域の中で暮らしやすい環境づくりのため、地域の中に障害について理解と熱意を持った人材の育成が必要です。

支援したいという気持ちを高めてボランティア活動に従事できるような技術の向上を目指したボランティア育成や、社会福祉協議会のボランティアセンターのボランティア活動の窓口としての機能、人材の活用、活動の評価などのコーディネート機能を高めていきます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
11	ボランティアの育成	障害の特性及び必要に応じてボランティアやボランティア団体の育成に努めます。	ボランティアセンター
12	ボランティアの啓発	ボランティア活動の広報や相談体制を充実します。	ボランティアセンター 障害者支援課 コミュニティ課
13	障害者団体の活動拠点の整備	障害者団体が啓発活動を行う拠点として各種団体の会議等ができる施設について民間活力の利用などを検討していきます。	障害者団体 障害者支援課
14	NPO活動の推進	NPOとの協働・提案型事業を計画し、福祉の分野やまちづくりの分野においてNPO活動の推進を図ります。	NPO団体 市関係各課

第2章 生活支援サービスの充実

1 相談体制の充実

障害者が地域で安心して生活できる社会を目指し、生活上のさまざまな相談に応じるために、相談体制の整備をはじめ、地域生活支援センターの支援を継続します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
15	自立支援協議会の活用	柏市、我孫子市、流山市の3市が相談事例を持ち寄って検討し、時には県に要望して解決していく機能があり、今後更なる障害者の自立のための課題に対処します。	柏市 我孫子市 流山市
16	身体障害者・精神障害者・知的障害者・発達障害者・高次脳機能障害者等への相談体制の充実	地域活動支援センターや障害者支援施設を活用し、障害者の電話や来所の利用者を増やし、障害者の地域での自立を促進します。	地域活動支援センター 障害者支援施設
17	ピアカウンセラーの育成	障害者が同じ立場で日常生活の悩みなどの相談に応じるピアカウンセラーを育成します	障害者支援課
18	中核地域生活支援センターとの連携	地域福祉の推進を図るために健康福祉センターごとに設置されている中核地域生活支援センターとの連携を図ります。	障害者支援課

2 権利擁護の推進

障害者が地域での自立を目指す中で、遭遇する不利益や権利の侵害に対応するため、事業者や学校、地域相談員などとの連携によりセーフティネット機能を高め、地域の見守り体制づくりを目指します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
19	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発	全国初の障害者の権利に関する条例の趣旨の普及・啓発に努め、障害者にやさしいまちづくりを目指します。	地域相談員 障害者支援課
20	成年後見制度	障害者が地域で自立していくなかで、障害により物事の判断が不十分であり、家族構成の変化で家族の支援が受けられない方の財産管理、病院や施設入所などの医療・福祉サービス利用などの障害者の権利を守る支援を推進します。	障害者支援課

3 文化、スポーツ活動の推進

障害者がスポーツやレクリエーション事業、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。

障害者ひとり一人が日常生活や家庭生活を主体的に営むための前提となる心身の健康の維持・増進が必要です。スポーツ活動は、障害者の身体的・肉体的機能を向上させるとともに身体の活性化を促すため感情にプラスに作用し、文化活動は、知的充足感や達成感から精神的な安定をもたらします。

また、スポーツや文化活動を通じて、障害者同士又は障害者と支援者等の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
21	各種スポーツ大会への参加促進	障害者スポーツに対する理解・関心を高めるため、各種スポーツ大会への参加を促進します。	障害者支援課 生涯学習課
22	障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進	誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション事業を実施します。	障害者支援課 生涯学習課
23	障害者の文化活動の推進	障害者の文化活動への積極的な参加を促進します。各種文化サークル活動への参加促進と理解・関心を高めていくため、情報を提供します。	障害者支援課 生涯学習課 公民館

4 在宅福祉サービスの充実

障害者の在宅生活の充実のため、各種手当や補装具・日常生活用具の支給などの経済的支援のほか、訪問系のホームヘルプサービスの充実のための事業者の拡大やヘルパーなど人材の育成に努めます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
24	住宅改造の助成	障害者の住みやすい住宅への改造費用の一部を助成します。	障害者支援課
25	各種手当や補装具の支給の充実	各種手当や補装具・日常生活用具の支給などの経済的支援の充実に努めます。	障害者支援課
26	ホームヘルプサービスの充実	重度障害者の増加に対応できるようにホームヘルパーの養成を計画的に行います。	障害者支援課

5 日中活動の支援

障害者が自宅以外の地域の場で日中の生活ができるようにショートステイ施設の充実や新体系の移行を促進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
27	ショートステイ施設の整備促進	保護者が望む介護からの一時的な開放が土曜日や日曜日を含む一年中できるよう、施設の整備と施設相互の連携を進めます。	障害者支援課

6 地域生活への移行支援

地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、施設入所者等の地域生活への移行を進めます。

移行する為にはその基礎となる住居の確保が大切です。

グループホームやケアホームの建設費を助成し整備を進めると共に、家賃の補助を行い利用者の負担を軽減すると共にホーム運営支援のあり方を担当課や自立支援協議会と協議して進めます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
28	グループホーム等の整備促進	新たな施設整備の補助や既存の施設の転用を進め、施設等から地域生活に移行する障害者の増加に対応していきます。	障害者支援課 障害者支援施設 建築住宅課

第3章 生活環境の整備

1 道路・交通のバリアフリー化の促進

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者の移動しやすい交通対策を推進します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）に沿った公共交通機関の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。

障害者が地域で生活するための基本的整備である歩道や交通のバリアフリー化を推進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
29	公共交通のバリアフリー化	駅のエレベーター設置や、路線バスの低床バスの導入をそれぞれの会社に働きかけます。	都市計画課 障害者団体
30	歩行空間のバリアフリー化	歩道の段差、傾斜、勾配の改善や点字ブロックの設置に努めます。 また、歩道幅を2メートル以上に広げ、車いすも通れるように改善を進めます。	道路建設課 障害者団体
31	市街地の整備	つくばエクスプレス沿線整備事業や今後の市街地整備にあたっては、障害者が生活しやすいまちづくりを推進します。	まちづくり推進課 建築住宅課

2 公共施設のバリアフリー化の促進

高齢者や障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい居住環境づくりや既存施設等の改修を図り、バリアフリー化を促進し、障害者の活動の範囲を広げ、生活の質を高めます。

まちづくりにあたっては、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に沿って環境を整備します。

住み慣れた地域でだれもが自分に適した暮らしができるよう、住宅改修を促進し、障害の特性に応じた住まいの確保を支援します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
32	障害者の居住施設の整備	障害別のニーズや保護者の高齢化に対応できるグループホームやケアホームなどの居住施設の整備を支援します。	建築住宅課 障害者支援課
33	既存施設のバリアフリー化	既存の公共施設の改修計画に併せ、施設のバリアフリー化を促進します。 階段に手すりやノンスリップの設置を促進します。	各関係課

3 防災、防犯対策の推進

災害の際に障害者が安全に避難できる情報伝達体制を図り、地域の支援体制の確立に努めます。

関係機関と連携し、地域の防犯に対する啓発活動を展開します。

防災・防犯対策においては、地域の身近な自治会を中心とした助け合いが必要です。

そのため、地域の自治会を単位とした支援体制を整備します。

	事業名	事業内容と目標	実施主体
34	地域防災体制の充実	自治会等による防災訓練に当事者自らの参加を積極的に推進します。 災害時の障害者に対する情報提供をすみやかに行います。	安心安全課 障害者支援課
35	災害時の支援体制の整備	家族や身近な支援者の協力により障害者が災害に遭遇した時の避難体制を整備します。	社会福祉課
36	地域防犯体制の推進	自治会等による地域での防犯パトロールに当事者自らの参加を積極的に推進します。	安心安全課

第4章 子育て・教育の充実

1 保育・就学前教育の充実

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等の効果があることから、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、幼稚園・保育所等との交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。

障害を早期に発見し、保護者が適切な療育を受けられるような体制の整備に努めます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
37	知的障害児通園施設「つばさ学園」の充実	障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図るため、医療と福祉及び教育との連携を図りながら、通園・療育相談・外来療育・地域支援等専門的支援体制で支援を行います。	障害者支援課
38	幼児ことばの相談室の充実	ことばの相談、訓練等、種別・程度に応じた適切な指導を行います。	障害者支援課
39	健常児との交流事業の推進	幼稚園、保育所において、健常児との統合保育や交流事業を推進し、適正な就学前教育を受けることができる体制を整備します。	障害者支援課 保育課 学校教育課
40	療育相談の充実	早期発見、早期療育を基本に、心身の発達や成長に不安のある児童に対し、専門的、かつ総合的な相談により、一貫性のある療育支援を行います。	障害者支援課

2 学校教育の充実

障害の状態を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が求められています。特別支援教育の内容の充実、サポート体制の充実を図ると共に障害のない子と交流できるような教育を推進します。

- ◎ 障害のある児童・生徒に対して的確な教育・相談・指導を行なう体制と施設整備に充実に努めます。
- ◎ 特別支援教育機関との連携協力を促進するとともに、研修・研究の機会を拡充し、教職員の資質の向上に努めます。
- ◎ 教育・療育施設においては、障害の有無に関わらず様々な人々が、適切なサービスが受けられ、また、利用する公共的施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
41	特別支援教育関連事業の整備	障害の状態を踏まえ、一人ひとりの特別のニーズに応じたきめ細かな指導により、障害を持つ児童・生徒に対して的確な教育・相談・指導を行う体制と特別支援教室等の施設を整備します。	指導課
42	交流教育の充実	障害者への理解を促進するため、交流教育を進めます。	指導課
43	学習障害・ADHD・自閉症等の教育的支援	学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等の特別の支援を児童や生徒に適切な教育支援ができる人材の確保に努めます。	指導課
44	建物の耐震補強・バリアフリー化	教育・療育施設の耐震補強やバリアフリー化を推進します。	教育総務課 障害者支援課

第5章 就労支援・雇用の促進

1 就労支援から雇用へ

自立を促進するため、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。

市では、平成16年に就労支援センターを開設し障害者の就労に積極的に取り組んできました。

障害者が継続して就労できるように就職後も支援を行い障害者の職の定着を図っています

施策の展開			
	事業名	事業内容と目標	実施主体
45	就労施設利用者の支援	就労移行支援及び就労継続支援を行う施設利用者の利用者負担の助成と障害者支援施設に通所している障害者の交通費の補助を行います。	障害者支援課
46	就労継続支援施設の整備	就労継続支援B型施設の整備を進めます。又、就労継続支援A型施設の誘致に努めます。	障害者支援課
47	作業所の新体系への移行促進	小規模・共同作業所の地域活動支援センターⅢ型等への移行を進めます。	障害者団体 障害者支援課
48	就労支援センターの充実	職業準備訓練・就労支援・職場定着支援・就労相談など障害者の自立を進めます。	障害者支援課
49	就労・雇用機会の充実	市役所をはじめ企業の就労・雇用機会の拡充に努めます。 また、職場実習の受け入れ企業の拡充を図り、雇用の定着に努めます。	障害者支援課 商工課

第6章 保健・医療の充実

1 健康づくりの推進

流山市では、平成19年1月に「健康都市流山市」の宣言を行い、世界保健機関（WHO）が進めている健康都市プログラムに参加し、従来のように保健・医療分野だけで個人ごとの健康を図るのではなく、生活環境や地域社会での市民の健康で豊かな暮らしづくりを推進するために、さまざまな分野で施策を進めています。

生活の基本である健康づくりを推進するため、ライフステージに合せ母子保健・成人保健・精神保健対策の充実を図り、障害の早期予防に努めます。そして、在宅で生活することが困難な方の多様化するニーズに対応していきます。

また、疾病の早期発見と早期治療を目的とした生涯を通じた健康づくりを推進するため、検診事業の充実と関係機関との連携を図ります。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
50	障害者の検診体制の充実	障害の特性に配慮した検診体制や、利用しやすい健康相談、健康教育など工夫を行います。	健康増進課
51	医療福祉サービスの充実	法に基づく自立支援医療や重度障害者医療費の助成など制度の変化に合わせて充実します。	障害者支援課
52	重症心身障害児（者）の広域対応	東葛飾地区6市で重症心身障児（者）の療養介護や日中一時支援ができる施設の整備を県も含めた広域で検討します。	千葉県 松戸市 鎌ヶ谷市 柏市 我孫子市 野田市 流山市

第7章 情報・コミュニケーションの推進

1 情報バリアフリー化の推進

障害者に配慮したIT利用を支援し、情報のバリアフリー化を推進します。視覚障害者用音声読取装置や電卓、点字ディスプレイの助成をします。

◎ IT（情報通信技術）の進展により、障害者の状態に応じた活用の促進を図り、情報提供の充実を図ります。

◎ 障害者の状態に応じた情報活用能力の向上のため、研修・講習会を開催します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
53	IT利用の推進	障害者のためのパソコン講習会を開催し、障害者のIT利用を推進します。パソコンや視覚障害者用電卓、点字ディスプレイ等の日常生活要具の給付を行います。	障害者支援課
54	IT関連の日常生活用具の給付	パソコンや視覚障害者用電卓、点字ディスプレイ等のITに関わる日常生活用具を給付します。	障害者支援課
55	ITによる情報提供	防災情報など重要な情報提供は、点字やSPコード(音声コード)などコミュニケーションに障害のある人に配慮した情報提供を推進します。	障害者支援課 秘書広報課 行政改革推進課

2 コミュニケーションの充実

視聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、日常生活の基本であるコミュニケーションが相互にできるよう支援体制の充実を図ります。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
56	手話通訳奉仕員の養成	支援を必要とする聴覚障害者のニーズに応えるため、手話通訳のできる人材を養成します。	障害者支援課
57	要約筆記奉仕員の養成	支援を必要とする中途失聴者のニーズに応えるため、要約筆記のできる人材を養成します。	障害者支援課
58	手話・要約筆記の普及	聴覚障害者の理解や交流を深めるため、手話・要約筆記の講座を開催し普及に努めます	障害者支援課
59	窓口職員の養成	通訳者の設置の必要性について検討します。	障害者支援課 人事課

第2期 障害福祉計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成17年度まで実施されていた支援費制度において、居宅介護（ホームヘルプサービス等）事業について未実施の市町村がみられるほか、精神障害者に対する福祉サービスが支援費制度の対象となっていないこともあり、その立ち後れが指摘されている。

また、障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられること等の状況に対応して障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、障害者自立支援法において市町村に障害福祉計画の作成が義務付けられたものであります。

2 計画の位置付け

障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として定めるものであります。このため、目標設定は国の指針、県の目標を踏まえたものとします。

3 流山市障害者計画との関わり

「流山市障害者計画」は、障害者基本法第9条に基づく障害者計画として、流山市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けたものであり、「流山市障害福祉計画」は障害者自立支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、流山市の障害福祉サービスについて、目標数値を中心にまとめたものです。

4 基本的理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。

5 目的

「自立支援給付」は法にもとづいた基準で実施される事業（全国共通の事業）であり、また「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体の実施するものであります。

この計画では、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の生活支援サービスの種類と数値目標を定め、障害者福祉施策を推進することを目的とします。

6 計画の期間

「流山市障害福祉計画」の計画期間は平成18年度から平成23年度とし、平成18年度から平成20年度までを第1期計画とし平成21年度から平成23年度を第2期計画とします。

7 計画達成状況の点検及び評価

- ・流山市保健福祉諸計画策定委員会による計画の進行管理と自己評価の実施をします。
- ・流山市障害者福祉推進会議による計画の進行管理と外部評価の実施をします。

第2章 障害福祉サービスの実施状況

1 居宅支援事業の状況

(1) ホームヘルプサービス (障害者自立支援法では、自立支援給付の居宅介護、行動援護と地域生活支援事業の移動支援事業に分類されます。)

区分	サービス類型	平成16年度		平成17年度		
		利用実人員	延時間数	利用実人員	延時間数	
身体障害者	身体介護	19	4,479.5	18	5,539.5	
	家事援助	10	2,735.0	11	2,208.5	
	移動介護	身体介護を伴う場合	5	103.0	2	150.0
		身体介護を伴わない場合	16	2,250.0	9	2,735.5
	日常生活支援	5	3,030.0	5	3,613.5	
知的障害者	身体介護	9	1,019.5	16	1,764.5	
	家事援助	9	558.5	8	672.0	
	移動介護	身体介護を伴う場合	10	332.5	9	405.0
		身体介護を伴わない場合	9	652.5	14	855.5
障害児	身体介護	2	45.5	3	210.0	
	家事援助	0	0.0	0	0.0	
	移動介護	身体介護を伴う場合	2	20.0	2	85.5
		身体介護を伴わない場合	0	0.0	1	79.0
合	計	96	15,226.0	98	18,318.0	

(2) デイサービス (障害者自立支援法では、自立支援給付の児童デイサービスと地域生活支援事業の地域活動支援センター事業Ⅱ型に分類されます。)

区分	サービス類型	平成16年度		平成17年度	
		利用実人員	延日数	利用実人員	延日数
身体障害者	4時間未満	0	0	1	40
	4時間以上	37	2,415	35	3,059
知的障害者	4時間未満	0	0	2	5
	4時間以上	14	537	19	857
障害児	—	12	599	20	818
合	計	63	3,551	77	4,779

(3) 短期入所 (障害者自立支援法では、自立支援給付の短期入所と地域生活支援事業の日中一時支援事業に分類されます。)

区分	サービス類型	平成16年度		平成17年度	
		利用実人員	延日数	利用実人員	延日数
身体障害者	宿泊を伴うもの	0	0	1	7
	宿泊を伴わないもの	0	0	0	0
知的障害者	宿泊を伴うもの	34	635	28	628
	宿泊を伴わないもの	9	53	6	73
障害児	宿泊を伴うもの	10	347	7	157
	宿泊を伴わないもの	15	547	15	634
合	計	68	1,582	57	1,499

(4) 知的障害者グループホーム (障害者自立支援法では、自立支援給付の共同生活援助に分類されます。)

名称	平成16年度		平成17年度	
	利用実人員	延月数	利用実人員	延月数
滝不動グループホーム	1	12	1	12
小野ホーム	1	12	1	12
けやき台ハイツ	1	1	—	—
久保田ハイツ		11	1	12
袖ヶ浦駅前第1ハイツ	1	4	—	—
ぽびあ奈良輪ホーム		6	1	2
ぽびあ第2蔵波ホーム				10
夕日丘住宅	1	10	1	12
ぽびあのぞみ野ホーム	1	5	1	12
リープ蔵波台ハイツ			1	12
グループホームゆうゆう「にじ」			4	48
グループホームゆうゆう「すばる」			4	43
グループホーム空			1	8
計	6	61	16	183

2 精神障害者グループホーム・ふれあいホーム

(1) グループホーム (障害者自立支援法では、自立支援給付の共同生活援助に分類されます。)

名称	平成16年度		平成17年度	
	入所実人数	延月数	入所実人数	延月数
クローバ初石	4	48	4	48
クローバ流山	3	36	3	36
ところ荘女子寮	1	12	1	12
計	8	96	8	96

(2) ふれあいホーム (県事業であるため、障害者自立支援法に定めたサービスには含まれません。)

名称	平成16年度		平成17年度	
	入所実人数	延月数	入所実人数	延月数
クローバときわ	4	32	2	24
クローバさくら	—	—	0	0
計	4	32	2	24

3 施設訓練等支援の状況

(1) 身体障害者援護施設入所状況 (障害者自立支援法では、療護施設は自立支援給付の生活介護に、授産施設は自立支援給付の就労移行支援、就労継続支援に、更生施設は自立支援給付の自立訓練に分類されます。)

施設の種類	施設名	平成16年度	平成17年度	所在地
		入所延人数	入所延人数	
身体障害者療護施設	只越荘	12	12	宮城県気仙沼市
〃	誠光園	48	48	船橋市
〃	しあわせの里	12	12	鴨川市
〃	永幸苑	24	24	四街道市
〃	聖マリア園	12	12	旭市
〃	聖マーガレットホーム	12	9	匝瑳市
〃	ローゼンヴィラ荳番館	69	72	船橋市
〃	丹沢レジデンシャルホーム	12	12	神奈川県秦野市
〃	中伊豆リハビリテーション	12	12	静岡県伊豆市
身体障害者授産施設	カナン村	12	12	福島県いわき市
〃	町田荘	12	12	東京都町田市
肢体不自由者更生施設	千葉リハビリテーション更生園	3	0	千葉市
	リホープ	12	12	佐倉市
内部障害者更生施設	浅川園	12	12	東京都八王子市
身体障害者通所授産施設	第2いぶきの広場	0	12	松戸市
計		264	273	

(2) 知的障害者援護施設入所状況 (障害者自立支援法では、更生施設は自立支援給付の生活介護に、授産施設は自立支援給付の就労移行支援、自立訓練に、通勤寮は自立支援給付の共同生活援助に分類されます。生活ホームは県事業のため障害者自立支援法に定めたサービスには含まれません。)

施設の種類	施設名	平成16年度	平成17年度	所在地
		入所延人数	入所延人数	
知的障害者入所更生施設	琴似平和学園	12	12	北海道札幌市
〃	共働の家	12	12	北海道古平郡
〃	さくら荘	12	12	茨城県守谷市
〃	みもり園	7	0	茨城県つくば市
〃	大久保学園	48	48	船橋市
〃	野田目吹学園	24	19	野田市
〃	聖家族園	12	12	旭市
〃	小池更生園	29	24	八千代市
〃	みどり園	288	276	我孫子市
〃	袖ヶ浦福祉センター更生園	22	12	袖ヶ浦市
〃	沼南育成園	12	12	柏市
〃	協和厚生園	12	12	富里市
〃	いすみ学園	12	12	夷隅郡夷隅町
〃	第2ひかり学園	12	12	香取郡多古町
〃	くすのき苑	84	84	野田市
〃	山武みどり学園	12	12	山武郡大網白里町
〃	コロニー雲仙	14	12	長崎県瑞穂町
〃	豊四季光風園	0	3	柏市
知的障害者通所更生施設	しもふさ学園 (分場たか)	11	12	香取郡下総町
〃	つつじ園	711	708	流山市
知的障害者授産施設	ながうらワークホーム	22	12	袖ヶ浦市
知的障害者通所授産施設	けやき社会センター	12	12	我孫子市
〃	ワークショップ・ペガサス	10	10	長崎県瑞穂町
知的障害者通勤寮	若葉荘	10	0	栃木県足利市
生活ホーム	いこい他	120	120	市内鱈ヶ崎他
計		1520	1460	

第3章 地域移行・就労移行等の目標

1 地域生活に移行する入所施設入所者の数

国の指針	全国の施設入所者数の10%
千葉県の目標	県内からの施設入所者数の10%
本市の目標	本市からの施設入所者数の10% (7人)

2 地域生活に移行する入院精神障害者の数

国の指針	約69,000人
千葉県の目標	約2,700人
本市の目標	57人

3 一般就労に移行する福祉施設利用者の数

	一般就労移行者	就労移行支援利用者	雇用型利用者
国の指針	平成17年度の4倍の数	福祉施設利用者の2割以上	就労継続支援利用者のうち3割は雇用型(23年度時点)
千葉県の目標	400人 (平成17年度約100人)	累計で1770人以上	23年度時点3割に近づけるため20年度で15%以上の事業量を目標
本市の目標	4人	27人	1人

第4章 障害福祉サービス等の見込量

1. 障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法のポイントをまとめると以下のとおりです。

障害者の福祉サービスを一元化

障害種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度で提供することになりました。サービスは大きくわけて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」となります。

利用の手続きや基準の透明化、明確化

・障害程度区分の認定と支給

福祉サービスの個別の必要度を明らかにするために、障害程度区分（6段階）の認定が行われ、これにもとづき支給決定がされます。

・ケアマネジメントの制度化

計画的な利用を支援するために、市町村または相談支援事業者によるケアマネジメントが導入されました。

サービス量と所得に応じた利用者負担

・原則定率10%負担

なりました。また自立支援医療も1割負担となりました。ただし、いずれも

所得

に応じた月額上限が設けられます。

・在宅福祉サービスの義務的負担化

従来、国が補助するしくみであった在宅福祉サービスを含めて介護給付、訓練等給付の費用は、国が義務的に負担することになりました。

2. 障害者自立支援法に基づくサービスの内容

障害者自立支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は法に基づいた基準で実施される事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施するものです。内容は次のとおりとなっています。

自立支援給付

介護給付

サービスと内容		利用できる方
訪問支援系	居宅介護（ホームヘルプサービス） ①入浴、排泄、食事、通院介助等の身体介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事援助	身体障害者、知的障害者、精神障害者であつて介護が必要な方 ※程度区分1以上
	重度訪問介護 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行う。	二肢以上の麻痺があり、歩行、移乗、排泄ができない方 ※程度区分4以上
	重度障害者等包括支援 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行う。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、常時介護が必要な気管切開されている方または最重度知的障害者の方 ※程度区分6
外出支援系	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある方で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） ※程度区分3以上
日中支援系	児童デイサービス 入浴、給食、各種講座等のサービスを受けながら機能回復訓練を行う支援	障害者の社会生活活動の一環や機能回復訓練を希望する方
	ショートステイ（短期入所） 短期間の宿泊型の施設支援	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 ※程度区分1以上
施設支援系	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。	①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 ※程度区分6以上 ②筋ジストロフィー患者又は重度の身体、知的障害者 ※程度区分5以上
	生活介護 常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	常時介護が必要な障害者 ※施設入所者は50歳未満程度区分4以上、50歳以上程度区分3以上 ※在宅等の方は50歳未満程度区分3以上、50歳以上 程度区分2
	施設入所支援 施設に入所者に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行う。	身体障害者、知的障害者であつて、家庭内での介助が困難な方 ※50歳未満は程度区分4以上 ※50歳以上は程度区分3以上
	共同生活介護（ケアホーム） 共同生活を行う住居で、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	知的障害者、精神障害者 ※程度区分2以上

訓練等給付

サービスと内容		利用できる方
施設支援系	機能訓練 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施	身体障害者
	生活訓練 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行う支援	知的障害者、精神障害者、視覚障害者等
	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて事務所内や企業における作業や実習を支援	一般企業等へ就労を希望する障害者
	就労継続支援（A型） 雇用契約に基づく作業を通しての訓練施設（作業所的施設）	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上が図れる障害者。
	就労継続支援（B型） 雇用契約のない作業を通しての訓練施設（作業所的施設）	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困難）。
	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行う。	知的障害者、精神障害者 ※程度区分1または非該当

自立支援医療費

サービスと内容		利用できる方
自立支援医療	これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変更。	従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。

補装具費

サービスと内容		利用できる方
補装具	補装具の交付・修理 ①盲人用杖、義眼、眼鏡 ②補聴器③義手、義足、上下肢装具、座位保持装置、車いす、意思伝達装置等	①視覚障害者 ②聴覚障害者 ③肢体不自由障害者 で必要と認められる方

地域生活支援事業
必須事業

	サービスと内容	利用できる方
相談支援事業等	市町村相談支援事業 総合相談窓口として、市の相談窓口を充実する。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	市町村相談支援機能強化事業 市の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員が中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていく。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ（旧法：精神障害者地域生活支援センター）、生活支援ワーカー（旧法：知的障害者生活支援事業）へ相談事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	住宅入居支援 住宅入居に必要な支援や家主等への相談、助言	単身または障害者のみの世帯で住居に困っている方
	成年後見制度の利用 成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人にかかる費用の助成	身寄りのない障害者または成年後見制度にかかる費用の捻出が困難な障害者
コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援 手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣	聴覚障害者、音声・言語機能障害者
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、入浴担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用拡大読書器	重度肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者
	住宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用体温計等	呼吸器障害者、視覚障害者等
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工咽頭等、携帯用会話補助装置等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者
	排泄管理支援用具 ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋等）	ぼうこう・直腸機能障害者
	住宅改修費 手すりの取り付け、段差の解消、洋室への変更、洋式便器への変更等	重度肢体不自由者
外出介護（移動支援）事業	移動支援 地域での自立生活及び障害者の社会参加（買い物、余暇活動等）のための移動支援（注：通院介助は訪問支援系の居宅介護となります。）	視覚障害者、全身性身体障害者（四肢重度障害）知的障害者、精神障害者であって、単独での外出が困難な方

地域生活支援センター事業	地域生活支援センター 「すみれ」 日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ支援や助言を行う。う。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	流山市心身障害者福祉作業所 「さつき園」 雇用されることが困難な在宅の心身障害者に対して、就労の機会の提供、生活指導等を行い、社会参加の促進を目的とする。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	心身障害者小規模作業所 「南天の木」「アモール」「いろいろやハーモニー」「かたぐるま」 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促す。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	精神障害者共同作業所 「初石工房」等 精神障害者が創作活動やレクリエーション、作業訓練等を行う通所施設。	精神障害者
	流山市身体障害者デイサービスセンター デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行う。	身体障害者

裁量事業

サービスと内容		利用できる方
日中一時支援事業	短時間の日帰り型の施設支援	緊急時や一時的に家族での介助が困難等の方
訪問入浴サービス事業	家庭において簡易浴槽を利用しての入浴サービス。	家庭用の浴槽での入浴が困難な中学生から64歳までの重度身体障害者（肢体不自由で1級または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所）し、更生訓練を受けている者に対して、訓練と通所のための経費を支給し、社会復帰の促進を図る。	身体障害者施設にて更生訓練を受けている身体障害者
知的障害者職親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行う。	知的障害者
点字・声の広報等発行事業	流山市点訳奉仕会 流山市広報、市公文書、各種文書情報等の点訳及び視覚障害者への朗読等を行う。	視覚障害者
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記奉仕員、手話奉仕員の要請研修を行うもの。	市内在住または在勤者
自動車運転免許取得・改造助成事業	①身体障害者の社会参加のための運転免許取得や②障害者自身が運転するための自動車改造に要した経費の一部を助成する。	①運転免許取得 身体障害者、知的障害者 ②自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方

3. 数値目標

国は障害福祉サービスの基盤整備にあたり、以下の4つの「基本的考え方」と3つの「目標設定の考え方」を基本に、現行の福祉施策が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととしています。県はこの考え方を踏襲しており、流山市においても国・県と同様の考え方で目標を設定します。

(1) 基本的考え方

- ①. 全国どこでも必要な訪
立ち遅れている精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- ②. 希望する障害者に日中活動サービスを保障
小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に適切な日中活動サービスを保障
- ③. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。
- ④. 福祉施設から一般就労への移行等を推進
就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における運用の場を拡大

(2) 目標設定の考え方

- ①. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
平成23年度末までに、現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざす。これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。
- ②. 入院中の精神障害者の地域生活への移行
平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（平成14年患者数調査で約7万人）が退院することをめざす。これにあわせて、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める。
- ③. 福祉施設から一般就労への移行等
平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることを目指す。これにあわせて、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに福祉施設の利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末までに就労継続支援利用者のうち3割は就労継続支援(A型、雇用手)を利用することを旨とする。

4. 自立支援給付及び地域生活支援事業の見込み

(1) 自立支援給付の見込み

自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付について、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の4つの分野ごとに見込みます。サービス事業者は、3障害全てに対応している事業者となります。

①訪問系の見込み量

訪問系サービスについて障害者手帳所持者の増加を踏まえ、以下のように見込みます。

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括 支援	延時間 /月	1348	1348	1410	1640	1845	2053	2696
	実人数 /月	70	62	67	82	91	101	135

②日中活動系の見込み量

日中活動系サービスについて、以下のとおり見込みます。なお、障害者自立支援法では、同一施設において、の複数の日中活動場を提供する多機能型が認められているため、施設は利用者の状況に応じたサービス展開が可能となります。そのため、多機能型の方向性も含め、事業移行を支援していきます。

ア 生活介護

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
生活介護	延日数 /月	52	842	1210	1386	1430	2662	2992
	実人数 /月	2	44	55	63	65	121	136

イ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
自立訓練 (機能訓練)	延日数 /月	0	0	0	0	22	66	66
	実人数 /月	0	0	0	0	1	3	3
自立訓練 (生活訓練)	延日数 /月	0	28	60	80	154	176	220
	実人数 /月	0	2	3	4	7	8	10

ウ 就労移行支援

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
就労移行支援	延日数 /月	0	22	30	100	176	220	264
	実人数 /月	0	1	2	5	8	10	12

エ 就労継続支援

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
就労継続支援 (A型)	延日数 /月	0	0	0	0	20	40	66
	実人数 /月	0	0	0	0	1	2	3
就労継続支援 (B型)	延日数 /月	0	200	400	570	684	969	1518
	実人数 /月	0	13	21	30	36	51	69

オ 療養介護

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
療養介護	延日数 /月	0	0	0	0	60	90	120
	実人数 /月	0	0	0	0	2	3	4

カ 児童デイサービス

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
児童デイサービス	延日数 /月	70	82	94	107	120	138	197
	実人数 /月	19	20	22	25	28	32	47

キ 短期入所 (ショートステイ)

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
短期入所 (シ ョートステイ)	延日数 /月	83	168	212	240	260	287	450
	実人数 /月	9	38	38	45	48	53	90

③居住系の見込み量

居住系サービスについては、現入所者の1割以上を地域での生活に移行することを目標とするため、その受け皿となる共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）など居住支援の場を確保していきけるよう関係事業者に働きかけを行います。

ア 施設入所支援

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
施設入所支援	実人数 /月	2	33	44	47	49	62	68

旧体系サービスの見込み量

平成18年4月から実施された障害者自立支援法は、大きな制度改革であったため、施設が提供するサービス（日中活動系サービス、居宅系サービス）について、経過措置が設けられています。5年間の経過措置期間は、新体系と旧体系のサービスが共存し、平成23年までに新体系に移行します。流山市では、旧体系のサービス量を次のとおり見込みます。

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
日中活動系 旧入所サービス分	延日数 /月	1518	902	1033	820	760	0	
	実人数 /月	69	41	34	27	25	0	
日中活動系 旧通所サービス分	延日数 /月	1320	990	1122	1122	1122	0	
	実人数 /月	60	45	51	51	51	0	
居住系 旧入所サービス分	延日数 /月	1518	902	1033	820	760	0	
	実人数 /月	69	41	35	28	26	0	

イ 共同生活介護、共同生活援助

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
共同生活介護、 共同生活援助	実人数 /月	25	33	45	50	54	60	110

④相談支援の見込み量

施設から地域への移行見込み人数や、一定以上のサービスを組み合わせて利用する人数の見込み量等を踏まえ、相談支援（サービス利用計画の作成を含む）を以下のとおり見込みます。

ア 相談支援

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
相談支援	実人数 /月	89	110	121	136	146	156	186

⑤サービス見込み量確保のための方策

現在サービスを提供している事業所に事業拡充を働きかけていくとともに、将来的な増加も見込み、周辺自治体との連携のもとに新規事業者の参入について働きかけを行います。

(2) 地域生活支援事業の見込み

ア 相談支援事業

[見込み量]

(単位：事業所数)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
	実施見込み 所数	実施見込み 所数	実施見込み 所数	実施見込み 所数	実施見込み 所数	実施見込み 所数	実施見込み 所数
相談支援 事業等	障害者相談支援事業	1	1	2	2	2	2
	地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	2	2	2	2	2	2	2
住宅入居等支援事業	0	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1	1

イ コミュニケーション支援事業

[見込み量]

(単位：回/年)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
	実施見込み 回数	実施見込み 回数	実施見込み 回数	実施見込み 回数	実施見込み 回数	実施見込み 回数	実施見込み 回数
コミュニケーション支援事業	290	255	255	255	255	255	255

ウ 日常生活用具

[見込み量]

(単位：件/年)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
	実施見込み 件数	実施見込み 件数	実施見込み 件数	実施見込み 件数	実施見込み 件数	実施見込み 件数	実施見込み 件数
介護・訓練支援用具	8	3	7	8	8	8	10
自立生活支援用具	8	18	20	20	22	22	25
在宅療養等支援用具	28	30	28	30	30	30	32
情報・意思疎通支援用具	24	22	20	25	28	30	35
排泄管理支援用具	107	134	146	158	170	182	200
住宅改修費	10	3	1	2	2	3	5

エ 移動支援事業

[見込み量]

(単位：上段は事業所数/年、中段は人数/年、下段は時間/年)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
	移動支援事業	実施見込み 所数	15	19	16	16	18
利用見込み 者数		32	51	50	55	60	65
延利用見 込み時間 数		4,284	5,269	5,118	5,610	6,120	6,630

オ 地域活動支援センター事業

(見込み量)

(単位：上段は事業所/年、下段は人/年)

事業名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度	
基礎的事業	実施見込み所数	2	3	6	12	13	16	16	
	利用見込み者数	43	153	120	150	180	205	230	
機能強化事業	I型	実施見込み所数	0	1	1	1	1	1	2
		利用見込み者数	0	110	80	85	85	90	100
	II型	実施見込み所数	1	1	1	1	1	1	1
		利用見込み者数	32	32	32	32	32	32	35
	III型	実施見込み所数	0	0	0	1	2	5	5
		利用見込み者数	0	0	0	25	46	73	73

地域活動支援センターの概要

基礎的事業…利用者に対し創作活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うこと。

	機能強化事業	職員配置	利用者数
I型	●専門職員(精神保健福祉士)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整地域ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動等の事業を実施	※2名以上常勤 ●基礎的事業 2名以上 うち1名専任 ●機能強化事業 1名以上	概ね20名以上 (実利用人員/日)
II型	●地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。	※1名以上常勤 ●基礎的事業 2名以上 うち1名専任 ●機能強化事業 1名以上	概ね15名以上 (実利用人員/日)
III型	●小規模作業所の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。	※1名以上常勤 ●基礎的事業 2名以上 うち1名専任 ●機能強化事業 1名以上	概ね10名以上 (実利用人員/日) ※H18年度に限って実 利用人員の増加計画を策 定した場合、5~10名 (作業所のみ)

カ 日中一時支援事業の見込み量

(見込み量)

(単位：上段は事業所/年、下段は人/年)

事業名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
日中一時支援事業	実施見込み所数	12	14	16	16	17	18	20
	利用見込み者数	11	92	100	110	120	130	150

キ 訪問入浴サービス事業

(見込み量)

(単位：上段は事業所/年、下段は人/年)

事業名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
訪問入浴サービス事業	実施見込み所数	4	4	4	4	4	4	4
	利用見込み者数	7	9	9	6	6	6	8

ク 更生訓練支給事業

〔見込み量〕

(単位：人/年)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数
更生訓練費	3	2	2	1	2	2	2

ケ 知的障害者職親委託制度

〔見込み量〕

(単位：上段は事業所/年、下段は人/年)

事業名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
知的障害者職親委託制度	実施見込み 所数	1	1	1	1	1	1	1
	利用見込み 者数	1	1	1	1	1	1	1

コ 点字・声の広報等発行事業

〔見込み量〕

(単位：回/年)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
	利用見込み 回数	利用見込み 回数	利用見込み 回数	利用見込み 回数	利用見込み 回数	利用見込み 回数	利用見込み 回数
点字・声の広報等発行事業	105	150	150	150	150	150	150

サ 奉仕員養成・研修事業

〔見込み量〕

(単位：人/年)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数
奉仕員養成・研修事業	53	54	66	60	60	60	60

シ 自動車運転免許・改造助成事業

〔見込み量〕

(単位：人/年)

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数
自動車運転免許・改造助成事業	4	3	4	3	3	3	3

ス 見込み量の確保のための方策

サービスの利用に支障のないよう、事業者へ地域生活支援事業の新規実施を働きかけ、サービスの質の向上と必要量の確保を図ります。

5. 利用者負担と負担軽減策

(1) 制度上の負担軽減策

①定率負担と月額上限額

障害福祉サービスについては、従来の応能負担から原則1割の定率負担が導入されるとともに、食費、光熱費が実費負担となりました。定率負担の費用は、基本的には利用したサービス量に比例しますが、際限なく増えすぎないように世帯の収入状況によって月あたりの上限額が設定されます。

②個別減免

資産の少ない方のために、月額の上限をさらに下げる仕組みとして「個別減免」があります。(平成18年4月から年間の経過措置)「個別減免」の対象者は施設入所者(20歳以上)とグループホーム入所者で収入等の条件が定められています。

③通所・在宅軽減

通所施設、ホームヘルプを利用する場合、資産が一定以下であれば月額の上限を引き下げる制度として通所・在宅軽減があります。

④食費・光熱費の軽減措置

自己負担となる食費・光熱費について、所得に応じた軽減措置

(2) 市の負担軽減策

①複数のサービス(自立支援給付の介護給付、訓練等給付、補装具及び地域生活支援事業の日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等のサービス)を併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図る。

②流山市グループホーム等入居者家賃補助

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃に対し、流山市補助金規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

③流山市障害者支援施設等通所交通費助成

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するもの。

④流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成

就労支援施設を利用する障害者等の就労支援施設の利用料について助成することにより、障害者等の就労を支援し、及び利用者負担の軽減を図り、もって障害者等の社会参加の促進及び自立を図る。

(3) 企業の雇用促進への助成

①雇用促進奨励金

高齢者及び障害者を雇用する事業主に対して、国の「特定求職者雇用開発助成金」と整合を図り、補助金を交付するもの。

②障害者職場実習奨励金

障害者を一定日数以上職場実習に受け入れた事業主に対し補助金を交付するもの。

